

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

2026年4月7日

堺市議会議長 西田 浩延 様

議員氏名 伊豆丸 精二

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和7年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入 (単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費 2 その他	3,240,000	@270000円 × 12ヶ月 = 3,240,000 円
収 入 合 計	3,240,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	587,474	587,474	
研 修 費	0	0	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	0	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	423,715	423,715	
広 報 ・ 広 聴 費	878,692	878,692	
人 件 費	0	0	
事 務 ・ 事 務 所 費	1,349,476	1,349,476	
支 出 合 計	3,239,357	3,239,357	

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【調査研究費】 ガソリン代	4/1-3/31	市政に関する事項の調査研究時に使用した車のガソリン代として支出した。
学校法人茂来学園大日向小学校・中学校及び長野県小布施町への視察	10/8-10/9	学校法人茂来学園大日向小学校・中学校における『自由進度学習（イエナプラン教育）』及び長野県小布施町『小布施町立図書館まちとしょテラソ』について調査したもの。
山形県長井市・福島県須賀川市・東日本大震災 原子力災害伝承館への視察	10/15-10/17	山形県長井市『遊びと学びの交流館 くるんと』、福島県須賀川市『須賀川市民交流センターtette』及び『東日本大震災 原子力災害伝承館』について調査したもの。
介護戦略セミナーの受講	11/19	『全国 776 事業所！大手介護会社が教える介護戦略セミナー』の受講を通じて、超高齢社会を迎える時代における介護業界の現状や将来展望について調査したもの。
福岡県福岡市・長崎県長崎市への視察	1/14-1/15	福岡県福岡市における『福岡市博物館リニューアル推進事業』『公共施設（下水道）の耐震化』『公園の利活用』及び長崎県長崎市『不動技研ながさき市立図書館』について調査したもの。
広島県福山市への視察	1/20	福山市立常石ともに学園で実施されている『自由進度学習（イエナプラン教育）』について調査したもの。

<p>【資料購入費】 書籍の購入</p>	4/21-3/28	市政に関する情報収集を行うため、書籍の購入を行った。
<p>【広報・広聴費】 議会レポートの発行・配布・郵送</p>	5/12~3/28	議会活動を市民へ広報するため、議会レポートを議会終了後、計2回配布した。(一部議会レポートのみ令和8年度に配布実施) 発行部数は57,500部で、配布方法はポスティング、郵送、駅頭での手配りを用いた。
<p>駅頭での市政報告で使用した駐車場代</p>	4/22-1/15	堺市政に関する報告を駅頭で実施した際に使用した駐車場代として支出した。
<p>【事務・事務所費】 事務所の賃借</p>	4/1-3/31	市政相談及び市政に関する調査研究を行うため、堺市南区豊田において事務所を借り上げた。
<p>備品の購入</p>	5/18-3/23	市役所控室・市政事務所で使用する備品（ノートパソコン・マウス・i-pad・キーボード・タッチペン・クリアファイル・消しポン・テープのり・付箋・ノート・ボールペン等）を購入した。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R7.4.6	4-1		330	-330	電車代	①	
R7.4.6	4-2		330	-660	電車代	①	
R7.4.6	4-3		1,000	-1,660	駐車場代	①	
R7.4.10		810,000		808,340	政務活動費4～6月分受入		
R7.4.10	4-4		83,416	724,924	事務所5月分賃料及び駐車場代等	⑨	
R7.4.21	4-5		3,633	721,291	事務所電気代	⑨	
R7.4.21	4-6		2,562	718,729	携帯電話代	⑨	
R7.4.21	4-7		4,578	714,151	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R7.4.21	4-8		6,176	707,975	ガソリン代	①	
R7.4.21	4-9		91,113	616,862	書籍購入代	⑥	
R7.4.22	4-10		160	616,702	駐車場代	⑦	
月 計		810,000	193,298				
累 計		810,000	193,298	616,702			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R7.5.7	5-1		83,416	533,286	事務所6月分賃料及び駐車場代等	⑨	
R7.5.12	5-2		188,375	344,911	議会レポートポスティング代	⑦	
R7.5.18	5-3		272	344,639	備品代(市役所控室使用分)	⑨	
R7.5.21	5-4		3,632	341,007	事務所電気代	⑨	
R7.5.21	5-5		2,583	338,424	携帯電話代	⑨	
R7.5.21	5-6		4,578	333,846	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R7.5.21	5-7		6,358	327,488	ガソリン代	①	
R7.5.21	5-8		53,702	273,786	書籍購入代	⑥	
R7.5.21	5-9		8,140	265,646	書籍購入代	⑥	
R7.5.21	5-10		131,328	134,318	議会レポート郵送代	⑦	
R7.5.21	5-11		2,810	131,508	ボール代	⑨	
R7.5.21	5-12		100	131,408	高速代	①	
R7.5.21	5-13		700	130,708	高速代	①	
R7.5.21	5-14		700	130,008	高速代	①	
R7.5.21	5-15		100	129,908	高速代	①	
R7.5.22	5-16		160	129,748	駐車場代	⑦	
R7.5.30	5-17		89,375	40,373	議会レポートポスティング代	⑦	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R7.7.10		810,000		705,596	政務活動費7～9月分受入		
R7.7.11	7-1		83,416	622,180	事務所8月分賃料及び駐車場代等	⑨	
R7.7.22	7-2		3,787	618,393	事務所電気代	⑨	
R7.7.22	7-3		2,562	615,831	携帯電話代	⑨	
R7.7.22	7-4		4,719	611,112	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R7.7.22	7-5		5,573	605,539	ガソリン代	①	
R7.7.22	7-6		46,761	558,778	書籍購入代	⑥	
月 計		810,000	146,818				
累 計		1,620,000	1,061,222	558,778			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R7.8.12	8-1		83,416	475,362	事務所9月分賃料及び駐車場代等	⑨	
R7.8.21	8-2		160	475,202	駐車場代	⑦	
R7.8.21	8-3		3,687	471,515	事務所電気代	⑨	
R7.8.21	8-4		2,599	468,916	携帯電話代	⑨	
R7.8.21	8-5		5,043	463,873	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R7.8.21	8-6		5,406	458,467	ガソリン代	①	
R7.8.21	8-7		5,364	453,103	ガソリン代	①	
月 計			105,675				
累 計		1,620,000	1,166,897	453,103			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R7.9.9	9-1		83,416	369,687	事務所10月分賃料及び駐車場代等	⑨	
R7.9.9	9-2		655	369,032	事務所備品代	⑨	
R7.9.22	9-3		3,922	365,110	事務所電気代	⑨	
R7.9.22	9-4		2,555	362,555	携帯電話代	⑨	
R7.9.22	9-5		4,600	357,955	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R7.9.22	9-6		4,930	353,025	ガソリン代	①	
R7.9.22	9-7		5,690	347,335	ガソリン代	①	
R7.9.22	9-8		14,100	333,235	宿泊代	①	
R7.9.22	9-9		12,360	320,875	宿泊代	①	
R7.9.22	9-10		8,500	312,375	宿泊代	①	
R7.9.22	9-11		594	311,781	事務所備品代 (市役所控室で使用)	⑨	
R7.9.22	9-12		11,000	300,781	視察代	①	
R7.9.24	9-13		440	300,341	駐車場代	⑦	
月 計			152,762				
累 計		1,620,000	1,319,659	300,341			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R7.10.1	10-1		83,416	216,925	事務所11月分賃料及び駐車場代等	⑨	
R7.10.2	10-2		160	216,765	駐車場代	⑦	
R7.10.9	10-3		1,000	215,765	視察資料代	①	
R7.10.10		810,000		1,025,765	政務活動費10～12月分受入		
R7.10.16	10-4		1,000	1,024,765	視察資料代	①	
R7.10.16	10-5		300	1,024,465	駐車場代	①	
R7.10.21	10-6		3,938	1,020,527	事務所電気代	⑨	
R7.10.21	10-7		2,573	1,017,954	携帯電話代	⑨	
R7.10.21	10-8		4,579	1,013,375	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R7.10.21	10-9		5,511	1,007,864	ガソリン代	①	
R7.10.21	10-10		96,916	910,948	書籍購入代	⑥	
R7.10.21	10-11		7,280	903,668	書籍購入代	⑥	
R7.10.21	10-12		19,150	884,518	航空券代	①	
R7.10.21	10-13		10,800	873,718	宿泊代	①	
R7.10.21	10-14		19,540	854,178	航空券代	①	
R7.10.21	10-15		33,000	821,178	セミナー受講代	①	
R7.10.22	10-16		264	820,914	駐車場代	⑦	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R7.11.10	11-1		83,416	737,498	事務所12月分賃料及び駐車場代等	⑨	
R7.11.18	11-2		4,644	732,854	事務所備品代(飲料購入代)	⑨	
R7.11.19	11-3		510	732,344	電車代	①	
R7.11.19	11-4		670	731,674	電車代	①	
R7.11.21	11-5		3,623	728,051	事務所電気代	⑨	
R7.11.21	11-6		2,563	725,488	携帯電話代	⑨	
R7.11.21	11-7		4,593	720,895	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R7.11.21	11-8		33,000	687,895	書籍購入代	⑥	
R7.11.21	11-9		5,665	682,230	ガソリン代	①	
R7.11.21	11-10		5,217	677,013	ガソリン代	①	
R7.11.21	11-11		3,450	673,563	視察土産代	①	
R7.11.21	11-12		43,500	630,063	航空券代	①	
R7.11.21	11-13		100	629,963	高速代	①	
R7.11.21	11-14		1,510	628,453	高速代	①	
R7.11.21	11-15		300	628,153	高速代	①	
R7.11.21	11-16		38,500	589,653	レンタカー代	①	
R7.11.21	11-17		1,860	587,793	高速代	①	
R7.11.21	11-18		1,000	586,793	駐車場代	①	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R7.11.21	11-19		1,750	585,043	高速代	①	
R7.11.21	11-20		3,766	581,277	ガソリン代	①	
R7.11.21	11-21		4,590	576,687	駐車場代	①	
R7.11.21	11-22		300	576,387	高速代	①	
R7.11.21	11-23		1,510	574,877	高速代	①	
R7.11.21	11-24		100	574,777	高速代	①	
R7.11.21	11-25		10,350	564,427	視察土産代	①	
R7.11.21	11-26		100	564,327	高速代	①	
R7.11.21	11-27		1,640	562,687	高速代	①	
R7.11.21	11-28		59,257	503,430	レンタカー代	①	
R7.11.21	11-29		900	502,530	駐車場代	①	
R7.11.21	11-30		1,520	501,010	高速代	①	
R7.11.21	11-31		11,420	489,590	宿泊代	①	
R7.11.21	11-32		600	488,990	視察時入館料	①	
R7.11.21	11-33		4,414	484,576	ガソリン代	①	
R7.11.21	11-34		7,110	477,466	駐車場代	①	
R7.11.21	11-35		26,360	451,106	航空券代	①	
R7.11.21	11-36		800	450,306	バス代	①	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R7.11.22	11-37		440	449,866	駐車場代	⑦	
月 計			371,048				
累 計		2,430,000	1,980,134	449,866			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R7.12.10	12-1		83,416	366,450	事務所1月分賃料及び駐車場代等	⑨	
R7.12.22	12-2		3,634	362,816	事務所電気代	⑨	
R7.12.22	12-3		2,560	360,256	携帯電話代	⑨	
R7.12.22	12-4		4,720	355,536	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R7.12.22	12-5		4,992	350,544	ガソリン代	①	
R7.12.22	12-6		1,499	349,045	書籍購入代	⑥	
R7.12.22	12-7		1,223	347,822	書籍購入代	⑥	
R7.12.22	12-8		2,319	345,503	書籍購入代	⑥	
R7.12.22	12-9		1,980	343,523	書籍購入代	⑥	
R7.12.22	12-10		8,327	335,196	書籍購入代	⑥	
R7.12.22	12-11		1,640	333,556	高速代	①	
R7.12.22	12-12		100	333,456	高速代	①	
R7.12.22	12-13		2,310	331,146	駐車場代	①	
R7.12.24	12-14		440	330,706	駐車場代	⑦	
月 計			119,160				
累 計		2,430,000	2,099,294	330,706			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R8.1.6	1-1		83,416	247,290	事務所1月分賃料及び駐車場代等	⑨	
R8.1.9		810,000		1,057,290	政務活動費1～3月分受入		
R8.1.14	1-2		1,200	1,056,090	駐車場代	①	
R8.1.15	1-3		660	1,055,430	駐車場代	①	
R8.1.21	1-4		3,928	1,051,502	事務所電気代	⑨	
R8.1.21	1-5		2,565	1,048,937	携帯電話代	⑨	
R8.1.21	1-6		4,734	1,044,203	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R8.1.21	1-7		5,391	1,038,812	ガソリン代	①	
R8.1.21	1-8		100	1,038,712	高速代	①	
R8.1.21	1-9		820	1,037,892	高速代	①	
R8.1.21	1-10		840	1,037,052	高速代	①	
R8.1.21	1-11		100	1,036,952	高速代	①	
R8.1.21	1-12		820	1,036,132	高速代	①	
R8.1.21	1-13		100	1,036,032	高速代	①	
月 計		810,000	104,674				
累 計		3,240,000	2,203,968	1,036,032			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R8. 2. 16	2-1		83,416	952,616	事務所2月分賃料及び駐車場代等	⑨	
R8. 2. 24	2-2		3,685	948,931	事務所電気代	⑨	
R8. 2. 24	2-3		2,555	946,376	携帯電話代	⑨	
R8. 2. 24	2-4		4,635	941,741	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R8. 2. 24	2-5		4,802	936,939	ガソリン代	①	
R8. 2. 24	2-6		5,313	931,626	ガソリン代	①	
R8. 2. 24	2-7		83,305	848,321	パソコン・マウス・パソコンケース購入代	⑨	
R8. 2. 24	2-8		3,450	844,871	視察土産代	①	
R8. 2. 24	2-9		10,120	834,751	航空券代	①	
R8. 2. 24	2-10		7,660	827,091	航空券代	①	
R8. 2. 24	2-11		100	826,991	高速代	①	
R8. 2. 24	2-12		820	826,171	高速代	①	
R8. 2. 24	2-13		840	825,331	高速代	①	
R8. 2. 24	2-14		100	825,231	高速代	①	
R8. 2. 24	2-15		40,436	784,795	レンタカー代	①	
R8. 2. 24	2-16		18,000	766,795	宿泊代及び駐車場代	①	
R8. 2. 24	2-17		630	766,165	高速代	①	
R8. 2. 24	2-18		3,610	762,555	高速代	①	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R8. 2. 24	2-19		100	762, 455	高速代	①	
R8. 2. 24	2-20		10, 820	751, 635	宿泊代	①	
R8. 2. 24	2-21		280	751, 355	高速代	①	
R8. 2. 24	2-22		630	750, 725	高速代	①	
R8. 2. 24	2-23		2, 100	748, 625	ガソリン代	①	
R8. 2. 24	2-24		4, 800	743, 825	駐車場代	①	
R8. 2. 24	2-25		820	743, 005	高速代	①	
R8. 2. 24	2-26		100	742, 905	高速代	①	
R8. 2. 24	2-27		9, 600	733, 305	宿泊代	①	
R8. 2. 24	2-28		1, 300	732, 005	駐車場代	①	
R8. 2. 24	2-29		4, 675	727, 330	ガソリン代	①	
月 計			308, 702				
累 計		3, 240, 000	2, 512, 670	727, 330			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R8. 3. 3	3-1		83, 416	643, 914	事務所 3 月分賃料及び駐車場代等	⑨	
R8. 3. 23	3-2		4, 036	639, 878	事務所電気代	⑨	
R8. 3. 23	3-3		2, 570	637, 308	携帯電話代	⑨	
R8. 3. 23	3-4		4, 578	632, 730	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R8. 3. 23	3-5		5, 218	627, 512	ガソリン代	①	
R8. 3. 23	3-6		1, 056	626, 456	書籍購入代	⑥	
R8. 3. 23	3-7		2, 754	623, 702	事務所備品代	⑨	
R8. 3. 23	3-8		767	622, 935	事務所備品代	⑨	
R8. 3. 23	3-9		12, 757	610, 178	事務所備品代	⑨	
R8. 3. 23	3-10		107, 520	502, 658	i-Pad・キーボード・タッチペン購入代	⑨	
R8. 3. 23	3-11		100	502, 558	高速代	①	
R8. 3. 23	3-12		1, 670	500, 888	高速代	①	
R8. 3. 23	3-13		5, 260	495, 628	高速代	①	
R8. 3. 23	3-14		4, 950	490, 678	高速代	①	
R8. 3. 23	3-15		260	490, 418	高速代	①	
R8. 3. 23	3-16		1, 950	488, 468	高速代	①	
R8. 3. 23	3-17		100	488, 368	高速代	①	
R8. 3. 23	3-18		492	487, 876	事務所備品代	⑨	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R8.3.27	3-19		278,575	209,301	議会レポート印刷代	⑦	
R8.3.27	3-20		188,375	20,926	議会レポートポストिंग代	⑦	
R8.3.28	3-21		20,283	643	書籍購入代	⑥	
月 計			726,687				
累 計		3,240,000	3,239,357	643			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

賃貸借契約証書

泉北サンシャインビル 202号

堺市市議会議員

伊豆丸 精二 様

スター不動産株式会社

標記賃貸人(以下甲という)と同賃借人(以下乙という)とは、標記の建物及び附帯する設備(以下本物件という)の賃貸借契約(以下本契約という)を締結する。

第1条 (使用目的の制限)

乙は本物件を 事務所 として使用する。
2. 乙は甲の書面による承諾得ずして賃貸物件を前項以外の目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借の期間)

賃貸借期間は標記のとおりとし、甲及び乙の双方が異議なき場合、同一期間の自動更新とする。

第3条 (家賃及び共益費)

1. 乙は、家賃及び共益費を、甲に対して標記のとおり支払うものとする。尚、支払いにかかる振込・口座振替等の手数料は乙の負担とする。
2. 本契約が月の途中で締結されたときの家賃及び共益費等は、締結月の実日数による日割計算とし本契約が月の途中で終了したときは日割計算せず終了月分全額を支払う。
3. 家賃及び共益費等は、租税、その他の負担の増加、諸物価の上昇、その他の経済事情の変動、近隣比較等から不当となった場合、甲はこれらを改定することができるものとする。
4. 乙は、家賃及び共益費等の支払いを遅延したときは、支払期限の翌日から支払済みに至るまで、年14.5%(1年365日)の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

第4条 (保証金・敷金・礼金)

1. 乙は甲に対し、本契約の締結時に標記の保証金、敷金を預託するものとする。
2. 保証金、敷金には利息を附さず、本契約が終了し、乙が本物件の明渡し、その他この契約による債務の履行を完了した後、1ヶ月以内に甲より乙に返還する。尚、返還にかかる費用は乙の負担とする。※保証金は、解約引がある場合、標記金額を差し引いた残金を甲より乙に返還する。
3. 乙に、本契約による債務の不履行があるときは、甲は何時でも保証金、敷金を第2項の返還金額の範囲内でその弁済に充当することができる。但し、乙よりこの充当を請求できない。
4. 保証金・敷金の返還請求権を他に譲渡し、又は担保として提供することはできない。
これに基づき、甲は乙の代理人による保証金返還請求があっても支払を拒否する事が出来る。
5. 乙はこの契約の締結時に表記の礼金を甲に支払い、甲は、契約締結後においては理由の如何を問わず礼金を返還しない。
6. 礼金は賃貸借契約の借主となる為の対価として授受される。

第5条 (公共料金等の負担)

乙は、本物件の使用に伴う電気、ガス、水道、電話等の料金を賃料、共益費とは別に支払うものとする。

第 (注意義務)

1. 乙は又は乙の使用人、善良な管理者の注意をもって本物件を使用しなければならない。
2. 乙は、本物件で次の行為をしてはならない。
① 鉄砲、刀剣類、爆発性・発火性を有する危険な物品、有毒物質等の製造、または保管。
② 配水管を腐食させ、または詰まらせる恐れのある物品を流すこと。
③ 大音量、高音を發してのテレビ・ラジオ・ステレオの操作、楽器演奏、カラオケ等。
④ 騒音、悪臭の発生、その他環境、公衆衛生を害する行為。
⑤ 鍵、錠の改変または追加等により、本物件の管理業務に支障を及ぼす行為。
⑥ 公序良俗に反する行為。本物件に損害を与える行為。
⑦ 階段、廊下等の共用部分に物品類を置くこと。
⑨ 動物の飼育、または一時的持込み。
⑩ 大型の金庫、ピアノその他重量物の搬入、または備え付け。

3. 乙は本物件に関して、別途使用規則等が定められている場合、これを遵守しなければならない。

第7条 (賃借権の譲渡及び転貸の禁止)

1. 乙は、本物件の全部、または一部につき、たとえ一時的にせよ、賃借権の譲渡、転貸もしくは、使用賃借その他名目の如何を問わず、第三者に使用、管理させてはならない。営業権譲渡、合併その他による包括継承の場合も同様である。
2. 乙は、本契約に基づく一切の権利を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第8条 (暴力団、政治団体等の制限)

1. 乙または入居者が、次の各号に該当すると甲において認められた場合、甲は何等催告を要せず直ちに本契約を解除し、本物件の明渡しを請求することができるものとし、乙はこの請求に応じなければならない。
① 覚せい剤等麻薬類の使用・密売・賭博、売春等あらゆる犯罪の供用場所としたとき、及び甲がそれに相当すると認められたとき。
② 暴力団、政治団体等の事務所等として使用したとき、または看板、代紋等の表示をしたとき。
③ 本物件及び本物件周辺において、一見して暴力団、政治団体等関係者と認められるような服装・態度等で徘徊、若しくは放歌高吟すること等により、近隣住民等に不安を抱かせる行為をしたとき。

第9条 (身分等の変更の通知)

乙においてその住所、商号、営業目的、その他身分上に変更があったときは、乙は、遅滞なく甲に通知するものとする。

第10条 (修理等費用の負担)

1. 本物件が乙又は乙の使用人の責任に帰さない損耗により、その建物の躯体の使用に支障が生じたときに限り、甲がその義務を負う。
2. 乙又は乙の使用人の責任に基づく事由により本物件が損傷・毀損したときは、乙がその修理の義務を負う。この場合、乙は甲の指示によりこれを修理するか、またはこれによって生じた損害を甲に賠償する。

第11条 (損害賠償)

1. 乙又は乙の使用人が善良な管理者の注意義務に違反して、本物件に損傷を与えたときは、乙は、甲の受けた損害を賠償する。
2. 甲・乙いずれの責任にも帰すことのできない事由によって生じた本物件の損害については、その賠償の責に任ずる者を甲・乙協議の上定めるものとする。

第12条 (立入)

甲は、本物件の維持、修理、防犯等のために必要あるときは、これに立入ることができる。この場合予め乙の承諾を受けるものとする。但し、緊急のときはこの限りではないが、甲は後日その旨を通知するものとする。

第13条 (甲の免責事項)

1. 次に掲げる乙の損害に対して、甲は責任を負わない。又、乙はその損害を理由に家賃等甲に対する一切の債務の減額あるいは履行の延期を請求できない。
2. 盗難・火災・天災(地震・落雷・風水害等)及び戦争・暴動・爆発・放射能汚染・自然発火・法規制等に基づく一切の損害。
3. 他の賃借人の責に於いて発生した一切の損害。
4. 本件建物設備効果の善悪、操作運転中の事故並びに故障・修理等に起因する一切の損害。
5. 甲が行う本件建物及び諸設備の改修工事、又はそれに伴う運転停止等に起因する一切の損害。

第14条 (解約)

1. 乙が本契約を解約するときは、遅くとも 1 ヶ月前の予告をもって、その旨を書面により甲に申し入れる。
2. 前項の申入れの撤回、取消しはできない。
3. 乙の解約申入れが第1項の予告期間に不足するときは、乙は、その申入れ日の 1 ヶ月後の末日までの賃料、共益費を支払う。
4. 甲が本契約を解約するときは、6ヶ月以前の予告をもって、その旨を書面により乙に申し入れる。

第15条 (契約の解除)

1. 乙が下記の一つでも該当する事実があったとき、甲は、何等催告を要せずして直ちに本契約を解除することができる。この場合、乙は、何等異議なく本物件を甲に明渡さなければならない。又、これにより生ずる甲の損害を乙は賠償しなければいけない。
- ①賃料の支払いを1ヶ月分以上遅延したとき。
 - ②賃料等の支払いを再三遅延するなど、甲、乙の信頼関係が著しく害されたとき。
 - ③入居申込書、本契約書等に事実でない記載があったと判明したとき。
 - ④故意または、過失により、本物件を毀損したとき。
 - ⑤敷金をもって賃料等その他、乙が甲に対して、有する一切の債務に充当することを甲に請求したとき。
 - ⑥乙または、連帯保証人が仮差押え、仮処分、強制執行または競売の申し立てを受けたとき。
 - ⑦乙または、連帯保証人に破産、民事再生法、会社更生法の申請、または、会社整理手続き開始の申立てがあったとき。
 - ⑧乙において保佐開始、後見開始の各審判があったとき。
 - ⑨本契約の各条の一つでも違反したとき。
 - ⑩甲は乙が所在不明のため本条項1項から9項の事由に基づく契約の解除の意思表示が出来ないときは当然契約は解除されたものとし、乙は甲が本物件に立ち入り使用する事、若しくは第三者に賃貸しても何等異議無いものとする。この場合本物件内に乙の残存物、遺留品がある場合は第20条1項から4項の処置をとり、処分しても何等異議無いものとする。

第16条 (本物件の現状変更)

1. 乙が諸造作、設備の新設、付加除去、改造又は取り壊しを行い、その他本物件の現状を変更する場合、若しくは本物件内に重量物を搬入し又はその内部、周囲に看板、掲示板、広告標識、注意書等を設置又は貼付しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければ着手できないものとし、これに関する一切の費用は乙の負担とする。さらに工事中に於いては他の賃借人に迷惑を及ぼさないように、乙は工事施工者に厳守させなければならない。万一他の賃借人との間に紛争等が生じた場合は乙が責任をもって解決する事。

第17条 (乙の管理責任)

1. 乙は本物件及び付属物件を善良なる管理者の注意をもって乙の費用で維持管理するとともに、環境の浄化・各種防災等に万全を図らなければならない。
2. 本物件に乙が新たに鍵を設置するときは、甲の承諾を受けた後乙の費用に於いて行い、その合鍵を甲に預ける事。又本物件の鍵を紛失したときは甲にその旨を通知し、甲の指示に従う事。
3. 本物件に対し、乙の費用にて火災保険・店舗休業保険・盗難保険等に加入する事。

第18条 (明け渡し)

本契約終了と同時に乙は本契約書の返還と次の各項の定めに従い本物件を明け渡す。

1. 乙は乙の費用により新設、付加した諸造作、設備、什器、商品その他一切の買取り請求を乙は甲にしない。
2. 乙の故意又は過失により破損した部分がある時、乙はこれを修理するか若しくは損害を賠償しなければならない。
3. 本契約終了日までに明け渡し完了しない場合は、契約終了日より明け渡し完了日までの期間について家賃等及び甲に損害ある場合は損害金を合わせて乙は甲に支払わなければならない。又甲が明け渡し訴訟等を提起したときは甲が支出した弁護士費用を含む一切の訴訟費用及び明け渡し費用の全額を乙が負担する。
4. 本契約終了日以降、本物件内に乙の残存物・遺留品がある場合、乙は一切の権利を放棄し、甲は任意に乙の費用をもってこれを処分しても意義無いものとする。

第19条 (契約の消滅)

天災、地震、土地収用その他甲の責に帰さない事由により、本物件を通常の用に供することができなくなったときは、本契約は当然に消滅するものとする。

(明渡し、原状回復)

1. 乙は、本契約が終了したときは、直ちに本物件を乙の費用で賃借時の原状に復し、甲に明渡すものとする。
2. 乙は甲に対し、前項の明渡しに際して、本物件の鍵全部を返還し、明渡し当日までの第6条の諸料金の支払を完了したうえ、その領収書を提示する。乙がこの返還及び提示をしないときは、甲は敷金の返還を留保することができる。
3. 乙の明渡しが遅延したときは、乙は遅延期間中の賃料、共益費の3倍相当の明渡し遅延損害金を支払う。
4. 乙の明渡し遅延により甲が前項の他に損害を受けたときは、乙はその損害も併せて賠償するものとする。
5. 乙は、本物件の明渡しに際して、甲に対し、造作買取、必要費・有益費等、その他名目の如何にかかわらず、一切の請求をすることはできない。

(乙の残存物について)

本契約の解約、解除、消滅等による終了時、本物件に残存物があるとき、甲は、乙がそれら全ての所有権等を放棄したものとみなし、任意に処分することができる。また、乙並びに連帯保証人はこれに要した費用を甲に支払わなければならない。

第20条 (連帯保証)

1. 連帯保証人(以下丙という)は、本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務を、乙と連帯して負担しなければならない。
2. 丙は、本契約が終了し本物件が完全に明渡されるまで、連帯保証の責を逃れることができない。
3. 丙の本契約締結時の住所・電話番号・職業等に変更があったときは、速やかに甲に通知するものとする。
4. 乙は、丙が死亡・被保人・成年被後見人・無資力または、所在不明等の事由により連帯保証の責を果たし得ない状況になった場合には、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。またこの場合、乙は速やかに甲の承諾を得て連帯保証人を追加または変更するものとする。

第21条 (乙から連帯保証人への委任)

1. 乙は、丙に対し、次の各号の何れかに該当した場合に限り、本契約を解除する権限ならびに解除に伴う本物件の明渡し、及びこれに関する一切の権限を委任するものとする。乙は、丙が委任された権限を行使したにつき、丙・甲または関係者に対して、不服の申立てまたは損害賠償その他の請求をしないものとする。
- ①乙が賃料等の支払いを2ヶ月以上怠り、または再三遅延し、甲の催促によってもその支払いをしないとき。
 - ②乙が甲への届出をせずに、所在不明のまま1ヶ月以上を経過したとき。
 - ③乙が死亡または破産その他の事由により、本契約の履行が困難な状況に陥ったとき。
2. 乙は、本契約の存続する限り、前項の委任を解約することはできない。

第22条 (規定外事項)

本契約に定めのない事項については、関係法規及び慣習に従い甲、乙誠意をもって、協議の上解決にあたるものとする。

第23条 (合意管轄裁判所)

本契約に起因する紛争について、訴訟を提起する必要がある場合、甲の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とすることに、甲、乙及び丙は合意するものとする。

特約事項

--

平成 30 年 11 月 / 日

後記契約の証として本契約書2通を作成し、賃貸人、借借人記名押印の上、各自1通を保有する。

大阪府堺市南区豊田1224番地1

株式会社 豊 翔

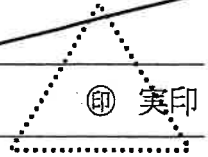
賃貸人 (甲) 住 所 _____ TEL _____
氏 名 代表取締役 吉田 勲
TEL 072-292-3080



借借人 (乙) 住 所 堺市 _____ TEL _____
氏 名 伊豆丸 精二
勤 務 先 堺市議会 TEL 080-8348-6304



~~連帯保証人 (丙) 住 所 _____ TEL _____
氏 名 _____
勤 務 先 _____ TEL _____
賃借人(乙)との関係 _____~~



仲介業者 免許番号 _____

事務所所在地 _____

商 号 _____ (印)

電話番号 _____

宅 地 建 物 登録番号 _____

取引主任者 氏 名 _____

担 当 者 氏 名 _____

仲介業者 免許番号 _____

事務所所在地 _____

商 号 _____ (印)

代表者氏名 _____

宅 地 建 物 登録番号 _____

取引主任者 氏 名 _____

担 当 者 氏 名 _____

駐車場賃貸借契約書

株式会社 豊

貸主

翔 翔海市議会議員

と借主 伊豆丸 精二 は末尾表示物件（以下本物件という）

について双方合意のうえ下記条項のとおり賃貸借契約を締結する。

第1条 借主は本物件を駐車場として使用の目的をもって借り受ける。

第2条 賃貸借の期間は平成30年 11月 1日より平成 年 月 日までの1年間とする。

2 貸主及び借主は協議のうえ本契約を更新することができる。

第3条 賃料は月額 6,000/台 円也（消費税別途）とし、当月分を前月末までに貸主の指定する方法で貸主に支払うものとする。

2 1ヶ月未満の日数に対するものは日割り計算による。

3 本物件に対する租税公課の増減・土地の価格の上昇もしくは低下その他の経済事情の変動により、貸主および借主は相手方に対し賃料の増減を請求できるものとする。

第4条 本契約締結に際し、借主は保証金として金 無 円也を貸主に預託するものとし、保証金に対しては利息をつけない。

第5条 借主は本物件につき、転貸、賃借権の譲渡をしてはならない。

第6条 借主が本物件の条項の一に違背したとき、貸主は催告なくして本契約を解除することができる。

第7条 借主は本契約終了のとき、本物件を原状に回復して直ちに貸主に明け渡さなければならない。

2 貸主は前項明け渡しを受けた後、保証金を借主に返還するものとする。

第8条 この契約に定めのない事項について当事者は、関係法規ならびに慣習に従い、誠意をもって協議のうえ処理するものとする。

物件の表示
所在地

馬車場 NO .

本契約を証するため本証書式通を作成し、貸主、借主双方署名捺印し、各自壹通を保有する。

平成30年11月1日

貸主 住所
名前

株式会社 豊 翔
堺市南区豊田1224-1
TEL 072-292-3080



借主 住所
名前

堺市 [redacted]
[redacted]
伊豆丸 米青二



駐車場賃貸借契約書

株式会社 豊翔

貸主

と借主

伊豆丸 精二

は末尾表示物件（以下本物件という）

について双方合意のうえ下記条項のとおり賃貸借契約を締結する。

第1条 借主は本物件を駐車場として使用の目的をもって借り受ける。

第2条 賃貸借の期間は令和6年11月14日より令和 年 月 日までの1年間とする。

2 貸主及び借主は協議のうえ本契約を更新することができる。

第3条 賃料は月額 6,000 円也（消費税別途）とし、当月分を前月末までに貸主の指定する方法で貸主に支払うものとする。 10%

2 1ヶ月未満の日数に対するものは日割り計算による。

3 本物件に対する租税公課の増減・土地の価格の上昇もしくは低下その他の経済事情の変動により、貸主および借主は相手方に対し賃料の増減を請求できるものとする。

第4条 本契約締結に際し、借主は保証金として金 無 し 円也を貸主に預託するものとし、保証金に対しては利息をつけない。

第5条 借主は本物件につき、転貸、賃借権の譲渡をしてはならない。


第6条 借主が本物件の条項の一に違背したとき、貸主は催告なくして本契約を解除することができる。

第7条 借主は本契約終了のとき、本物件を原状に回復して直ちに貸主に明け渡さなければならない。

2 貸主は前項明け渡しを受けた後、保証金を借主に返還するものとする。

第8条 この契約に定めのない事項について当事者は、関係法規ならびに慣習に従い、誠意をもって協議のうえ処理するものとする。

物件の表示
所在地

馬車場 NO. 

本契約を証するため本証書式通を作成し、貸主、借主双方署名捺印し、各自巻通を保有する。

令和6年11月14日

貸主 住所
名前

大阪府堺市南区豊田1224番地1
株式会社 豊 翔
代表取締役 吉田 勲
TEL 072-292-3080



借主 住所
名前

大阪府堺市南区豊田1224-1 泉北サンシャインビル 202
伊豆丸 精二



出張報告書

令和7年11月29日

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団・伊豆丸精二

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 学校法人茂来学園大日向小学校・中学校における『自由進度学習（イェナプラン教育）』及び長野県小布施町『小布施町立図書館まちとしょテラソ』について調査したもの。
2. 期間 令和7年10月8日（水）～9日（木）
3. 日程等

	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	10月8日（水）	8:30～12:15	学校法人茂来学園大日向小学校・中学校
②	10月9日（木）	10:00～12:00	長野県小布施町（小布施町立図書館まちとしょテラソ）

4. 面談者
学校法人茂来学園大日向小学校 校長 [REDACTED]
学校法人茂来学園大日向中学校 校長 [REDACTED]
長野県小布施町立図書館 館長 [REDACTED]
5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

1. 行政視察の実施に当たって

(1) 学校法人茂来学園大日向小学校・中学校における『自由進度学習（イエナプラン教育）』について

文科省では、令和型教育の推進という目標のもと、「個別最適な学び」「協働的な学び」という二つの大きな柱を掲げながら、教育施策を推進している。かかる方針を受けて、堺市教育委員会においても同様の柱を掲げながら授業改善に取り組んでいる。

一方通行型の授業からの脱却を意識した授業改善に取り組んでいる教員がいる一方、いまだ多くの教員が知識教授型の授業に終始している現状である。

そのような中、茂来学園大日向小学校・中学校は自由進度学習の先駆者として一躍脚光を浴びている。自由進度学習のメリットは様々指摘されているが、その一方、自由進度学習を実践するための課題も容易に想像できる。具体的には、自由進度学習を実践するためには、指導計画の策定や学習の見通しを児童生徒に示すなど、これまでの授業スタイルとは異なる角度での事前準備が求められる。また、学習が得意な児童や苦手な児童、また配慮を要する児童など一つの教室には多くの事情を抱える生徒が混在しており、子供のレベルに応じた個別最適な学びをいかに実現するのか等様々な検討課題が求められる。

このような現状を踏まえた上で、実際にイエナプラン教育を実践することは教員に新たな負担を課すこととなるが、その点、教員の負担軽減をいかに図っているのか、自由進度学習を推進する教室の姿や一方通行型授業との比較等について調査するため視察を実施したものである。

(2) 長野県小布施町立図書館『まちとしょテラソ』について

本市における図書館事業の課題については、令和4年1月19日視察時の出張報告書にも記載の通り（①利用者層が限定的であること、②民間事業者を含めた幅広いノウハウの活用が消極的であること、③今後、十数年後に建物の老朽化を迎えること）である。

堺市の財政収支は非常に厳しい状況が続いており、令和2年には堺市財政危機宣言が発出された。その後、令和5年2月、財政危機宣言は解除されたが、依然、基金を一定切り崩しての財政運営が想定されている。このような状況の中、施設建設・運営にあたっては、税の有効活用の観点から、特定の世代に偏ることのない、幅広い世代の利用者を見込んだ計画・施設運営が求められている。

この点、長野県小布施町立図書館『まちとしょテラソ』は、計画段階から地元住民が参画し、建設後、運営面においても地元住民との協働による取組が行われており、住民から親しまれる施設を実現している。また、館長を公募するなどこれまでの図書館運営には珍しい取組も推進している。このような経緯を踏まえ、地元住民から親しまれる施設運営の要諦や工夫した点、また、公募館長のメリット等について調査するため視察を実施したものである。

2. 学校法人茂来学園大日向小学校・中学校における『自由進度学習（イエナプラン教育）』について

主な説明は別添資料に沿って進められた。以下では、別添資料には記載されていない内容を補足的に取りまとめることとする。

（1）大日向小学校・中学校の概要

公立学校として活用されていた廃校を利用して、開校準備を進めた。その際には資金難の課題に直面したことから、地元の寄付も活用しながら資金繰りを行った。建物には佐久穂町の赤松を利用している。標高は895メートル、冬期でも雪はほぼ降らない地域である。2019年小学校開校、2022年中学校開校（兄弟の通い先確保のため、2020年からフリースクール形式で教室＝中学校に相当、を開放した）。2026年茂来学園中等教育学校（仮称）の開校準備中である。開学当初、ここまで入学者数が増加するとは想定していなかったが、想像を超える反響を得ることができ、今後、学校法人としては、地域に受け入れられる学校を目指している。

（2）イエナプラン教育について

イエナプラン教育は第一次世界大戦時代から始まっており、歴史のある教育である。その後、第二次世界大戦に突入し、イエナという地方はソ連の占領下に入ったためイエナプラン教育は発展しなかった。

イエナプラン教育とインクルーシブ教育はそもそもの出発点が異なるものである。健常者の中に障害者を混ぜようというのが文科省のインクルーシブ教育であるが、文科省の考えでは、健常者と障害者にそもそもの壁が存在している。一方、イエナプラン教育では、『一人一人子供の姿は異なる』というのが出発点であり、ここに大きな違いが存在する（対等な立場での対話）。

（3）当日のQ&A

①高校との接続について

まだ、卒業生が多くはないが、よくありがちな偏差値や自分のレベルを踏まえて、どのレベルの高校に行けるか、という基準では高校を選ばない。やりたいことを見つけた高校に進学するという子供が多い。この点は、イエナプラン教育が掲げる自立が身につけているのではないか。卒業生の割合では、通信や高専を選ぶ子供が多い。高校入学後のギャップは聞いたことがない。

②通知表について

開学当初、教員らから「一定の評価は必要ではないか」との声も上がったが、評価付けを行うと数字そのものが顕在化・独り歩きするので、文書表記の方式を採用した（従って、5段階評価やABC評価もしていない）。1人につき約1500字の評価を年2回実施している。評価項目は社会性・ワールドオリエンテーション・身体的活動・表現的活動・言葉・数・論理の6項目である。評価に際してはあくまでも個人内評価を大事にし

ている。一方、通常の授業内において、小テストも着実にこなしているため、教員側で点数の把握も行なっているが、三者面談で点数を示すことはない。三者面談は1人30分確保するなど対話を重視している。一方、保護者から数値での評価を問われれば教員として十分に説明できる資料は用意している。

③クラス運営上の工夫

当初は1・2・3年生及び4・5・6年生の三学年制でスタートしたが、3学年分の教材を準備しなければならず、グループリーダーが疲れ切っていた。また、同学年でもさまざまな子供がいるため、30人の生徒を二人の教員で見るとには限界があった。そこで、二学年制にすると、生徒数が30人→20人になったことで、教員に余裕が生まれクラスが落ち着き始めた。教員側のスキルも上がり、クラス運営がうまく回るようになった。子供側も自律的に学ぶというスタイルが身についてきた。

今後は、「イエナプラン教育の原点である三学年制をやり始めてはどうか」という声も上がり始めている。三学年制は上級生によるリーダーシップの発揮や、中学年の自立（上級生がいなくなる三学期に自立心が生まれる、行動に現れる）というメリットがあることから、これからの検討課題の一つである。

④授業について

教室配置は子供達に任されており、中学校には豚がいる教室もある。教材教具は自由に活用でき、そのことを批判されることはない。時間割は、教科で区切るのではなく活動内容で区切っている。

当校では授業のことをブロックアワーと呼んでいる。ブロックアワーでは、ドリル学習や漢字の勉強などにも取り組むが、ブロックアワー内でどの程度の時間を教える時間に充てるかは学年・クラスによって自由に決められている。音楽や図工など全員で取り組む授業もブロックアワーで対応している。

ワールドオリエンテーションと呼ばれる時間が総合的な学習の時間にあたる。他校と異なり、当校ではワールドオリエンテーションに多くの時間を割いている。学ぶ内容に応じて国語や算数の授業としてカウントしており、学習指導要領の授業時数は満たしている。ワールドオリエンテーションは2ヶ月で20時間ほど確保している。

授業時に使用する教材については、部会で決めている場合と学年で話し合っている場合、子供が自由にプリントを活用する場合の3通りである。

そのほか、内発的動機となるよう、毎週金曜日午後は1週間の『学びのシェア』としてクラスメートや全校生徒へ発表する時間（保護者も参加可能）を設けている。

⑤イエナプラン教育を実践するためには。

当校は私学であり、公立とは設立の経緯が異なるものの、公立でもできる取組は多々あるはずである。具体的には、公立学校では、運動会や発表会などのイベントに取られる時間が多すぎたため、探究的な学習に充てられる時間も限られていた。これまで当たり

前に行ってきた取組を見直すだけでも学校現場は大きく変わるのではないか。例えば、『振り返り』の時に子供たちを問い詰めると管理教育になってしまう。こういった点に意識を向けるだけでも授業改善は進んでいく。学習の計画段階で子供達と十分なコミュニケーションをとるよう心がけている。異学年で取り組む教育は大日向小学校ならではの特徴である。

⑥小1プロブレムについて

1年生は入学後2～3週間は1年生のみのクラスで授業を受けることで学校環境に慣れるよう配慮している。その間に、自分で学ぶ教材を選んで、選んだ教材を最後までやり遂げるという体験を積んでもらうようにしている。その後、GW明けから通常のクラスを編成するという流れを採用している。

⑦支援学級について

支援級は作らない、というスタンスを取っている。配慮が必要な子供たちも一定数在籍しているため、通級教室（絨毯が敷かれた部屋）のみ対応している。通級教室の使用にあたっては、本人の希望・グループリーダーの提案・保護者からの相談、の場合に認められている。なお、通級教室のカリキュラムは通級教室の担当者が決めている。

⑧その他

バスミーティングがバスごとに作られていて、バス乗車時のマナーについての改善などきめ細かな対応を心掛けている。さらには、男女の壁や友達の壁を打ち破るべく、頻繁にくじ引きによる席替えを意識した取組も推進している。

3. 長野県小布施町立図書館『まちとしょテラソ』について

(1) 小布施町の概要

①小布施町の歩み

明治22年、7村が合併し小布施村に、3村が合併し都住村となる。昭和29年2月、小布施村が小布施町となり、11月小布施町と都住村が合併し小布施町となる。「平成の大合併」では、町の個性を生かしたまちづくりを進めるべきとの多くの町民の意思により、平成16年2月に自立宣言をし、自立の道を歩んでいる。

②面積・人口

面積は19㎏で長野県で一番狭い自治体である。町の中心部から半径2kmほどにすべての集落があり、生活面でも行政面でもコンパクトにまとまった町といえる。人口はここ30数年、約11,000人前後で推移しているが、少子高齢化は進んでおり、定住促進が大きな行政課題となっている。

③歴史

江戸時代後期、千曲川の水運を利用した流通が盛んになるとともに、越後小千谷・十日町から上州に至る街道と、直江津・高田から山田街道に抜ける道が物産・交易で賑わい、町は北濃の経済・文化の中心として栄えた。この賑わいの中から生まれた豪農・豪商たちは、葛飾北斎や小林一茶ら多くの文人墨客を招き、文化の薫り高い雰囲気形づくられた。豪商高井鴻山は北斎を四度小布施に招き、北斎はたくさんの肉筆画・天井絵などを残した。

これらの作品を集めた、昭和51年「北斎館」がオープン。以来、町並修景事業や花のまちづくりなどとも相まって、多くの人を訪れるようになり、現在では年間100万人を超える来訪者で賑わう町となっている。

④産業

りんご・ぶどう・桃・なし・プラムなどの果栽培を主体とした農業で成り立っている町である。また、600年の歴史を持つ特産の栗を使った栗菓子や栗おこわが全国的にも有名で、観光の目玉にもなっている。

(2) 小布施町立図書館『まちとしょテラソ』建設の経過

①図書館の歴史

大正12年、学制発布50年を受けて図書館建設の機運が高まり、9月1日に議会議決。開設には3年程度かかると思われたが、寄付・寄贈が一気に集まり、わずか3か月後の12月1日、長野県下では9番目の公共図書館として開館した。

その後移転を繰り返し、昭和54年、役場庁舎が新設されたとき、庁舎3階に図書館が置かれた。庁舎内という合理性はあったが、手狭でありエレベーターもなく高齢者や子ども連れに不便だった。更には長野県下では電算化が一番遅れてしまったこともあり、平成に入ると早くも独立建物としての図書館が待望された。

②新図書館建設に向けて

平成18年、「第四次小布施町総合計画」において後期基本計画の重点施策として「図書館の備・充実と情報サロンとしての活用」が示され、これに基づき公募による町民20名と職員4名からなる「図書館のあり方検討会」が発足し、誰にでも親しまれる新しい図書館を目指して検討が始まる。その後、各自治会やコミュニティごとの「町政懇談会」において、同検討会での議論の内容などについて説明し、意見・提言を受ける。

平成19年、「職員プロジェクトチーム」が発足し、先進事例の収集や学習会の開催、町民への参加呼びかけなどを行い、基本構想案を作成。これらから、新しい図書館は「学びの場」「子育ての場」「交流の場」「情報発の場」を四つの柱とし、「交流と創造を楽しむ、文化の拠点」を運営の理念とすることとし、建設に向けて動き出す。

③設計者と館長の全国公募

設計者は、公募型プロポーザルを行ったところ166者の応募があった。一次審査・二次審査を経て、5案を町民公開のプレゼンテーションを行った結果、ナスカ1級建築事務所・早稲田大学教授の古谷誠章氏に決定。館長は、25人の応募があった。

④新しい図書館の誕生

町報などで「建設」「運営」「電算化」の専門部会の委員を公募し、「図書館建設運営委員会」を組織。町民・行政・設計者が、設計案に対する要望、図書館システム、開館後の運営などについて検討を重ねる。平成21年7月、竣工式・開館となる。

(3) 小布施町立図書館『まちとしょテラソ』の活動

図書館は、そこに行けば何かがありそうな、楽しいことが期待できそうな予感に満ちた場所でありたい。たまたま手に取った本に感情が揺さぶられ、たまたま居合わせたイベントに五感が刺さられ、たまたま参加したワークショップに新たな興味が湧き起こる、そんな場所でありたい。

「たまたま」が「たびたび」となり、そして「いつも」となる。

知的な刺に溢れ、知的な好奇心を満たしてくれる場所、そんな図書館でありたい。との考えの元、以下の取組を実施している。

①本と人をつなぐ学びの場

企画棚の充実を図り、新たな作品・作家との出会いを演出している。

ア) テラソ百選

毎月テーマを決め、スタッフ手作りのポップを添え、閉架を含めた書籍を100冊程度展示。「桜を読む」「再出発を読む」「ノンフィクションを読む」「ときめきを読む」など、テーマは様々。季節感も意識してテーマを設定。

イ) 本の福袋「読本来福」

正月の企画、「本を読めば福が来る(かもしれない?)」として実施。本2冊を書名が分からないように包装し、内容が推測できるキーワードを貼付。包装を開くときのわくわく感を演出。大人用と子供用80セットを用意。約1週間でなくなる。

ウ) スタッフお薦めコーナー

スタッフのお薦め本を、簡単な推薦文をつけて展示。推薦文には、スタッフのイニシャルも表記。

エ) 追悼コーナー

さくらももこ・内田康夫・堺屋太一など

②本を介して人と人をつなぐ交流の場

ア) 図書館まつり

7月下旬の開館記念月、10月下旬の読書週間にあわせ開催。「ブックリサイクル」「読み聞かせ」「ひとり語り」「創作人形劇」「昭和の遊び指導」「テラン de シネマ」「落語会」各種ワークショップなどを開催。

イ) まちじゅう図書館

個人・酒屋・味噌屋・銀行・郵便局・カフェなどの一角に、仕事に関係する本やオーナーの趣味の本を並べ、訪れる人と本を通しての交流を図る。設計者の古谷氏の発案に

よる。開館時にテラソを中心として街中に小さな図書館をたくさん作り、IC タグをつけて集中管理しようとしたが、予算面から断念した。

テラン開館から2年後の平成23年から、まずはオーナー所蔵の本を並べることから始めることとし10館でスタート。現在16館で展開中。

③創作活動・表現活動を応援する場

ア) 創作童話「花の童話大賞」の公募

7歳から92歳まで全国から、フランス・カナダなど海外からも応募があり、1,040編の作品が集まった。町民向けに「童話の書き方教室」を2回開催。小学校5年生4クラスでも実施。これらの参加者を中心に小布施町内から小学生28編を含む58編の応募があった。大賞には賞金10万円のほか、挿絵をつけた本を贈呈。2冊作成し1冊は図書館に。最終審査に残った30編は「花の童話大賞作品集」として制作。

イ) ワークショップの開催

「紙芝居演者養成講座」「読み聞かせボランティア養成講座」「新聞でアート」「食育ワークショップ」「テラソ de シネマ」等も定期的で開催している。

ウ) 絵画などの展示

「中島千波の弟子による作品展」「跡部由美子と8人の仲間たち展」等

④子育ての場

おはなし会を月2回開催。「お父さんの読み聞かせ」「たんぼぼおはなし会」「たなばたおはなし会」「クリスマスおはなし会」等幅広いテーマで開催している。

(4) 小布施町立図書館『まちとしょテラソ』の運営

①職員

館長1名、嘱託職員主任司書1名、臨時職員8名(うち司書2名)

②開館時間

平日：午前9時から午後7時

土日・祝日：午前9時から午後5時

火曜日、年末年始(12月29日～1月3日)、蔵書整理日

③蔵書数

開架約60,000冊、閉架約38,000冊

④登録者数

約12,500人(小布施町民は4割弱)

⑤利用状況

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
来館者（人）	144,532	141,096	141,119	143,632	134,610	139,130
日平均（人）	468	464	466	466	437	458
貸出数（冊）	87,895	88,610	88,610	92,829	87,795	90,711
開館日（日）	309	304	303	308	308	304

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
来館者（人）	118,982	62,252	72,152	72,152	73,769	82,788
日平均（人）	403	232	317	245	253	283
貸出数（冊）	89,694	79,726	91,894	91,894	87,602	87,910
開館日（日）	295	269	295	295	292	293

4. 課題と所感

（1）学校法人茂来学園大日向小学校・中学校における『自由進度学習（イエナプラン教育）』について

日本で初めてイエナプラン教育を実践した学校でもあり、イエナプラン教育の考えに忠実に沿った取組を意識していた。教室内的の机のレイアウトや掲示物、廊下における資料の掲示、教室内的の豚の飼育などこれまでの常識に囚われない学校運営が行われている点が印象的であった。イエナプラン教育を実践するためには、これまでの詰め込み式の教育とは異なり、内発的動機付けをいかに図るか、その仕掛けが重要であると感じた。これまで当たり前に取り組んできた学校行事についても、なぜ必要なのか、必要であっても今までのやり方に改善する余地はないのか、という発想に立たなければ、イエナプラン教育は実践できない。実践にあたっては、何よりも教員の意識改革が必須であると感じた。

その一方で、課題も一定見られた。

最大の課題は入学金を含めた高額な授業料にある。入学時の費用は別途要するが、平均すると年間授業料は約70万円を要する。スクールバスがライフラインとなっており、保護者はバス代の負担も負わなければならない。当校に進学する家庭は、その多くがイエナプラン教育をはじめ、学校の在り方（子供一人一人を大事にする・主体性）に共感して進学する家庭である。そのため、入学者は一定の層に収斂されていくのではない。これだけの高額の授業料を負担できる家庭は極めて限定されており、長野県に移住してまで通学する家庭は一般的に教育に対する意識も高いことが予想される。教育において、学力を含めた学びに対する姿勢は家庭の所得と一定の関係があることは指摘されているところであり、この点は多様性の観点からも課題の部分であると感じた。

また、教室内で気になった点は整理整頓が十分になされていない点である。この点、教員から児童生徒に対してきめ細かな指導は行われているようではあるが、いまだ改善には至っていない。また、想定以上の子供が入学したため、教室が不足しているのは課題の一つである。さらには、「共に生きる」という視点から、他者への配慮が足りない子供が一定数いることもこれからの課題とのことであった。

(2) 長野県小布施町立図書館『まちとしょテラソ』について

視察当日は平日であったにもかかわらず、老若男女問わず幅広い世代の利用者がみられ、図書館機能だけではなくコミュニティ機能を有する施設運営が行われていた。

当該図書館は館長を公募で募集するという珍しい手法を採用している。人材の外部登用によって新たに見えてきた課題として、まずは、待遇面の課題が挙げられる。一般任期付き職員のため、給与が低く抑えられており、副業も認められていないため優秀な人材が集まりにくい。館長という立場上、年齢が上がるにつれて給与が上がるという制度は改め、固定給にするべきである。また、交流と創造を楽しむ施設の運営を掲げているのであれば、副業を柔軟に認めるべきではないか。

⇒この点、行政と調整した結果、次期以降の館長は固定給での採用となった。

次に、5年の任期で再任用は認められていないため、館長交代時のトランジションがうまくいかないこと、また、空白期間が発生しコンセプトの欠落が起きること、職員も含めて人が引き継がれないため、図書館が掲げる哲学が引き継がれないことも課題である。

⇒この点、館長就任の2ヶ月前から一緒に働くようにし、スムーズな引き継ぎができる仕掛けを行い、そのための予算も確保している。また、これまでの取組をアーカイブとして共有している。さらには、ナラティブにストーリー性を持って新館長に伝える仕掛けも行っている。

三点目の課題として、図書館は稼いではいけないという誤った既成概念に囚われていることが挙げられる。つまり、行政には、ファイナンスの視点が全くなく、家計簿をつける感覚しかない。つまり、「この図書館サービスを維持するために、最低限担保しなければならない予算額はいくらか」という基準・視点がない。

従って、開館時間を1時間短縮する、職員を何名減らすという各論いきなり入ってしまう。今あるリソースをどのように配分するか、という視点ではなく、いかに総生産を上げていくか、という視点が今後の行政運営には必要である。

最後に、専門性を有するスタッフが少ないため、図書館運営にあたって選書基準がない＝除斥基準がない、という課題がある。そのため、現在、選書基準及び除斥基準の策定にあっている最中である。

このように、図書館運営にあたっては様々な課題があるが公募館長というスキームで民間人を招聘したことによって行政が抱える根本的な課題に光が当たった点は運営改善の点から評価出来るものである。

以上

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

9月：『9-9』 『9-12』

10月：『10-3』 『10-13』

11月：『11-11』 『11-12』 『11-13』 『11-14』 『11-15』

『11-16』 『11-17』 『11-18』 『11-19』 『11-20』

『11-21』 『11-22』 『11-23』 『11-24』 『11-36』

出張報告書

令和7年12月23日

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団・伊豆丸精二

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 山形県長井市遊びと学びの交流館『くるんと』、須賀川市市民交流センター『tette』、東日本大震災・原子力災害伝承館について調査したもの。
2. 期間 令和7年10月15日（水）～17日（金）
3. 日程等

	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	10月15日（水）	10:30～12:00	長井市遊びと学びの交流館くるんと
②	10月16日（木）	10:00～12:00	須賀川市市民交流センターtette
③	10月17日（金）	10:00～11:45	東日本大震災・原子力災害伝承館

4. 面談者

長井市議会事務局 事務局長 [REDACTED]
長井市地域づくり推進課補佐 兼生涯学習推進室長 [REDACTED]
長井市地域づくり推進課 生涯学習推進室 係長 [REDACTED]
長井市立図書館 館長 [REDACTED]
くるんと施設長 兼 株式会社エムシーアイ [REDACTED]
須賀川市市民協働推進課 課長 [REDACTED]
須賀川市市民協働推進課 主幹兼課長補佐 [REDACTED]
東日本大震災・原子力災害伝承館 企画事業部長兼企画広報課長 [REDACTED]

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

1. 行政視察の実施に当たって

(1) 長井市遊びと学びの交流館『くるんと』について

本市における図書館事業の課題については、令和4年1月19日視察時の出張報告書にも記載の通り（①利用者層が限定的であること、②民間事業者を含めた幅広いノウハウの活用に消極的であること、③今後、十数年後に建物の老朽化を迎えること）である。

堺市の財政収支は非常に厳しい状況が続いており、令和2年には堺市財政危機宣言が発出された。その後、令和5年2月、財政危機宣言は解除されたが、以前、基金を一定切り崩しての財政運営が想定されている。このような状況の中、施設建設・運営にあたっては、これまでのような全額税投入で、かつ、図書館事業単体での運営では、経常収支比率の上振れ要因にもなり、そもそも税金を投入して運営されている公共施設に求められている、特定の世代ではない、幅広い世代の利用者を見込むことは出来ない。

この点、長井市遊びと学びの交流館『くるんと』は図書館と併設する形で子育て広場を設け、市内外からの誘客を促し、もって中心市街地の活性化に資することを目指して建設した施設である。建設にあたっては、民間事業者との連携によるPPP手法を活用するなど、民間ノウハウを生かした施設運営に積極的に取り組んでおり、公共施設の建設・運営における民間活用という視点から調査したものである。

(2) 須賀川市民交流センター『tette』について

本市における図書館事業の課題については、令和4年1月19日視察時の出張報告書にも記載の通り（①利用者層が限定的であること、②民間事業者を含めた幅広いノウハウの活用に消極的であること、③今後、十数年後に建物の老朽化を迎えること）である。

堺市の財政収支は非常に厳しい状況が続いており、令和2年には堺市財政危機宣言が発出された。その後、令和5年2月、財政危機宣言は解除されたが、依然、基金を一定切り崩しての財政運営が想定されている。このような状況の中、施設建設・運営にあたっては、税の有効活用の観点から、特定の世代に偏ることのない、幅広い世代の利用者を見込んだ計画・施設運営が求められている。

この点、須賀川市民交流センター『tette』は、震災復興関連の補助金を活用しながら市民文化復興のシンボルとして、また、数々のワークショップを通じた地域の交流・中核拠点となる施設運営を行っている。幅広い世代の利用者を獲得するための仕掛けや地域住民に親しまれる施設運営のポイント等について調査したものである。

(3) 東日本大震災・原子力災害伝承館について

東日本大震災によって東北沿岸エリアは甚大な被害を被った。そのような中、福島県は地震・津波に加え原子力災害という複合型災害を経験した唯一の自治体である。原子力による町おこしから東日本大震災の発生、復興に至る経緯について学ぶとともに、現在の復興状況について調査したものである。

2. 長井市遊びと学びの交流館『くるんと』について

主な説明は別添資料に沿って進められた。以下では、別添資料には記載されていない内容を補足的に取りまとめることとする。

(1) 施設建設の経緯について

市役所前に存する長井駅は第三セクターが運営する山形鉄道フラワー長井線の駅の一つである。駅利用者数が低迷する中で、回遊性を生み出すために駅前を中心とした中心市街地の整備を進めてきた。市庁舎の建替えにあたっては、熊本地震の影響で国からの交付金や起債を活用し有利な条件での資金調達を実現できた。

建設計画が持ち上がった当初は屋内遊戯場を希望する声が多かった。その際、施設内に図書館を併設すればさらに幅広い世代の人を呼びこめるのではないかと、このことで今の形になった。当館内には、子育てサポートセンターも併設し子育てに関する相談も対応できる施設となっている。

(2) 運営面における工夫について

長井市は公共施設、特に図書館の維持管理に指定管理者制度を導入するなど民間活用に前向きであった。『くるんと』が誕生後も、以前の図書館で勤務していた職員をそのまま引継ぐ形で対応したため、図書館運営に関する運営ノウハウも継承でき、混乱等はなくスムーズな運営が実現できた。指定管理期間は5年。

開館前、子育て施設からの音が図書館エリアに響き音に対する懸念があったため、室内高を8mにし、床にはカーペットを敷き詰め遮音性を高めている。その結果、開館後、音に関する苦情は1件のみである。

当館は、自宅・学校・職場に次ぐサードプレイスとしての施設を目指した。そのため、施設に目的がなくとも自由に来館してほしい、とのコンセプトが根底にある。子育て世代が入館しやすいよう、児童書架を入口付近に設置するなど幅広い世代を呼び込むための工夫がなされている。また、館内にはカフェドールが運営されているが、店内に畳スペースを設置するなど子連れでも入店しやすい店舗づくりを行うなど、細かい部分で当館が有するコンセプトが徹底されている。

(3) 実績について

開館後、来館者数はこれまでの図書館の8～10倍に増加、本の貸出冊数は1.8～2倍に増加している。開館当初は長井市民の来館が多かったが、今は山形市からの来館者数が上回るなど、市内外からの誘客を実現している。当初の目標来館者数は年間15万人を掲げていたが、実績として年間30万人を超える来館者数を達成している。

3. 須賀川市民交流センター『tette』について

主な説明は別添資料に沿って進められた。以下では、別添資料には記載されていない

内容を補足的に取りまとめることとする。

(1) 施設設計時の工夫について

当館は、世界に名の知れた建築家ではなく、有望な若手建築家を登用して施設設計を実施した。その理由は、建設後も長きに渡り運営に関わってもらえること、また、若手建築家にとってのデビュー作を狙ったためである。建設にあたっては、基本設計ワークショップを25回、運営にかかるワークショップを10回開催し、地元住民をはじめとした幅広いステークホルダーによる議論を実施した。

(2) 運営実績について

当館建設時、目標年間来場者数を30万人と設定していたが、実績としては平日1,000人、土日は2,000人を超える利用者、年間50～60万人の利用者を達成している。市街地における休日歩行者数は開館前と比べ約2倍に増加した。このように、計画をはるかに上回る来館者数を達成している要因については、施設設計面での工夫もあるが、運営面における工夫も指摘できる。一般的に、図書館行政は教育委員会が担う自治体が多い中、当館を所管する部局は市民協働推進部が担っている。計画段階では一部反対の声が上がったものの、図書館だけではなく、市民によるワークショップを含め、市民サービス向上のためには市長部局との連携が欠かせないと判断から市民協働推進部に移管した。

図書館スタッフは80人台で運営しており、夕方から閉館までは一部民間企業へ外注し、そのほかは直営での運営を実施している。

4. 東日本大震災・原子力災害伝承館について

(1) 東日本大震災・原子力災害伝承館の概要

東日本大震災・原子力災害伝承館は福島県双葉町にある県立の震災伝承施設で、2020（令和2）年9月20日に開館した。福島で起きた地震、津波、東京電力福島第一原発事故という複合災害の実態や、復興に向けた歩みを展示するとともに、被災した住民による語り部講話を実施している。（視察当日も語り部による講和を拝聴した）

(2) 福島県内の状況

東日本大震災における福島県内の犠牲者は4,100人以上で、このうち東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難生活での体調変化や過労など、間接的な原因で亡くなる「震災関連死」は2,300人を超え、地震・津波・原子力という複合災害による被害の凄まじさを物語っている。

また、現在も原子力災害により、福島県では24,000人以上の方が故郷を離れての生活を強いられている（帰還者について、当初の目標を大幅に下回る現状にあるが、国の補助金を活用して自宅を取り壊した住民もおり、その多くが高齢で

あり、帰還して新たに住宅を建設することは現実的ではなく、このことが帰還を妨げる大きな要因となっている、とのこと)。事故を起こした福島第一原発の廃炉や除染土壌の県外最終処分といった、終わりの見えない課題が山積しており、福島県への東日本大震災の影響は今も続いている。

(3) 当館の基本理念

当館の基本理念は以下の三つである。

- ①原子力災害と復興の記録や教訓の「未来への継承・世界との共有」
- ②福島にしかない原子力災害の経験や教訓を生かす「防災・減災」
- ③福島に心を寄せる人々や団体と連携し、地域コミュニティや文化・伝統の再生、復興を担う人材の育成等による「復興の加速化への寄与」

(4) 福島イノベーション・コースト構想について

福島イノベーション・コースト構想とは、東日本大震災及び原子力災害によって失われた福島県浜通り地域等の産業を回復するために、新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトである。当構想は、①廃炉②ロボット・ドローン③エネルギー・環境・リサイクル④農林水産業⑤医療関連⑥航空宇宙六つのプロジェクトから成り立っている。

①廃炉

福島県浜通り地域等の復興に必要な廃炉を進めるため、国内外の英知を結集し、研究開発と人材育成を進めるとともに、取組の効果を産業面にも波及させ、産業の集積を目指す。

②ロボット・ドローン

インフラ点検、災害対応、物流などの分野で使用される陸・海・空のロボットの研究開発や操縦訓練等を行う福島ロボットテストフィールド(RTF)を福島県が南相馬市及び浪江町に整備した。2020年3月に全面オープン。

③エネルギー・環境・リサイクル

再生可能エネルギー・水素を核とした産業の育成・集積を図り、地域経済の復興・再生に取り組んでいる。太陽光パネル等の先端的なリサイクル産業・資源循環システムの取組等を推進している。

④農林水産業

農林水産業をイノベ地域における基盤産業と位置付け、県内外の企業や農業法人等の農業参入をサポートしている。

⑤医療関連

高齢化や医療・介護人材の不足が進む福島県浜通り地域等において、医療関連産業の集積を図るとともに、企業等の新規参入を促進している。

⑥航空宇宙

航空宇宙産業の育成・集積に向けて、参入する企業の支援や産業を担う人材育成に取り組んでいる。

上述の六つのプロジェクトの実現に向けた取組として、①企業誘致と地域内外企業のマッチングを推進する『産業集積』②浜通り地域等の未来を担う若い力を育てる『教育・人材育成』③構想に共感する人々の輪を広げる『交流人口の拡大』④震災と原子力災害の事実や教訓、構想の認知度アップで参画を促進する『情報発信』⑤福島イノベ機構による福島ロボットテストフィールドの管理・運営を行う『拠点施設の管理運営』の5本柱の取組を推進している。

5. 課題と所感

(1) 長井市遊びと学びの交流館『くるんと』について

当館の整備にあたっては、民間活用（PPP）を行い、全国的に展開しているピュアハートキッズランドを運営する会社による運営が行われており、利用者ニーズを満たす取組が随所に見られた。その結果は、長井市内にとどまらず山形市など市外からの誘客を実現できていることから、一定の成果が表れているものと評価できる。

一方で、課題としては、来場者は自家用車で施設に来て、施設から自宅へ戻ることから、当初の目的である中心市街地の活性化には遠く及ばない状況（＝波及効果が見込めていない）にある。現在、回遊性を高めるための取組を進めているが、長井市のような地方に立地する自治体においては、ただ単にハード整備を行えば市街地の活性化に繋がるという考えには限界があることも感じた。

(2) 須賀川市民交流センター『tette』について

幅広い利用者の誘因、また、地域住民の活動拠点を実現するべくこれまでの図書館運営の常識とは異なる取組を実施している（アルコールの持込可・大学との連携等）。図書館の中に遊び場を併設するという斬新な制度設計を採用したが、音に関する苦情はほぼなく、視察当日も遊び場で遊ぶ子供たちと読書する大人が同じ空間で過ごすシーンを垣間見た。このような取組が目標を大幅に上回る来場者数（普段図書館に足を運ばない利用者層の来館）に表れているものと思われる。

一方、課題として主に二点挙げられる。

一点目はコストの問題である。建築家による設計はこだわりが強く、備品一点一点の予算が膨張しがちであり、駐車場テナント等年間収入は2,000万円に対して年間維持管理費は2億円に上る（人口規模に対して経常経費がかかりすぎている）。また、建物の外観をはじめとした見た目も重視した結果、ハード更新時のコストをいかに抑えるかも課題である。このようなコスト面の課題を踏まえ、今後、受益者負担のあり方を検討する必要があるとのことであった。具体的には、駐車場代の利用者負担を検討しているが、地方の感覚では、駐車場代を支払うことに抵抗があるため、協議は難航する可能性があるとのこと。この他にもネーミングライツの導入など収入を増やす取組を検討中である。

もう一つの課題は、当館周辺市街地の回遊性が挙げられる。前述の長井市の事例とも同様の課題であるが、来館者は目的地である『tette』にダイレクトに来て、一定の時間

を過ごすという状況にあり、当館を拠点として周辺市街地への波及効果を生み出すという目的は十分に達成できていない状況にある。そのため、商工会議所でツアーリズムの部署を立ち上げ、方策を検討中である。

以上、長井市と須賀川市の視察を踏まえ、単なるハード整備では限界があり、回遊性を高めるための仕掛けが何よりも必要であると感じた。一方、堺市においては、現在、堺ミュージアム構想を掲げ、計画の策定中であるが、堺市の場合は回遊性の拠点となるハード整備が圧倒的に遅れており（老朽化している博物館や図書館等）、回遊性も意識した施設設計が求められている。

（3）東日本大震災・原子力災害伝承館について

堺市では、来るべき南海トラフ地震に対する準備や啓発を行っているものの、市民にはその危機感が共有されていないように感じる。地域では毎年防災訓練が実施されており、地域住民による啓発活動も行われている。防災訓練に参加する住民は、参加しない住民よりも防災に対する意識は高いはずであるにもかかわらず、具体的にローリングストックを行っている人はどの程度いるのか、という話になると、手が挙がるのは数人のみである。これまで、震災遺構等関連施設への視察を行ってきたが、その際に感じることは「百聞は一見に如かず」ということである。津波被害の恐ろしさを体感するためには何よりも津波被害を受けた建物を間近で見るに勝るものはない。そのためには、何よりも児童生徒に対する啓発が投資効果からして最も高いのではないかと考える。現在、堺市での防災対策は子供から高齢者まで全世代型の施策を講じているが、将来を担う子供たちを対象とした防災教育が果たす役割を改めて教育委員会へ投げかけていきたい。

以上

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

9月：『9-8』 『9-10』

10月：『10-4』 『10-5』 『10-12』 『10-14』

11月：『11-25』 『11-26』 『11-27』 『11-28』 『11-29』
『11-30』 『11-31』 『11-32』 『11-33』 『11-34』

12月：『12-11』 『12-12』

出張報告書

令和8年1月29日

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団・伊豆丸精二

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 『全国776事業所！大手介護会社が教える介護戦略セミナー』の受講を通じて、超高齢社会を迎える時代における介護業界の現状や将来展望について調査したもの。
2. 期間 令和7年11月19日（水）
3. 日程等

月日	時刻	出張先（都市・施設名等）
① 11月19日（水）	14:00～17:00	東京ミッドタウン八重洲 株式会社船井総合研究所セミナールーム

4. 面談者
株式会社船井総合研究所 シニアライフ支援部 リーダー [REDACTED]
株式会社船井総合研究所 シニアライフ支援部 マネージャー [REDACTED]
株式会社ツクイ ゼネラルマネージャー [REDACTED]
5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

1. セミナー受講にあたって

介護分野における課題は、人材確保や待遇改善にある。介護報酬に則った事業スキームという現状もあるが、長らく指摘されてきた介護業界における課題がなぜ解消できないのか、解消に至らない根本要因は何かという点、また、介護業界の今後の方向性について調査するため、セミナーを受講したものである。

2. セミナー概要

主な説明は別添資料に沿って進められた。以下では、別添資料を補足する形で記載することとする。

(1) 介護業界の現状

市場環境を見ると、看護小規模多機能施設は導入期、訪問看護・ナーシングホーム・小規模多機能は成長期、サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホーム・介護付き有料老人ホームは成熟期、デイサービス・訪問介護は衰退期に位置している。介護業界、なかでもデイサービス事業者数は2003年以降右肩上がりが増加し、2016年以降ほぼ横ばいで推移している。飽和状態のデイサービス業界は、約4割の事業者は赤字企業であり、収支差率1.5% 約8万円の収入が減少すると赤字となる計算である。中核市を中心に、地域での囲い込みが特徴であり、衰退期にある状況の中、他業種との組み合わせ（保険外の付加価値サービスの提供等）による複合型が生き残る鍵である。

訪問介護事業所の約4割は赤字経営となっており、訪問介護事業者が潰れる主な理由は、①人手不足②売上不振③物価高騰が挙げられており、特に小規模事業者は苦境に立たされている。

(2) 人材確保に向けた取組

高齢化が進展する日本における介護の未来を見ると、国民の約60%が自宅での療養を希望するという介護需要が厚労省の調査から明らかとなっている。要因としては、費用が安く済む、自由度が高い、住み慣れた地域で過ごすことができるということが挙げられる。その結果、介護業界における在宅への需要は今後伸びると思われる。

さて、近年の新卒採用のトレンドは圧倒的な「売り手市場」であり、求人倍率は1.66倍に達している。その一方、介護については厳しい状況にあり、労働力の確保に課題がある。人材確保に向けて内定早期化の取組も求められている。また、介護企業で働く職員の離職を避けるために、職員とのコミュニケーション（定期的なワンオンワン）や時間外労働の削減、有給等各種休暇の取得や研修機会 e-Learning の確保、管理者とのミーティング強化をはじめ仕事と介護育児の両立など、他業種では当たり前実践されている取組を推進することが求められている。現場の声を踏まえてマイクロバブルを訪問介護で導入した事例もあり、現場の声にタイムリーに対応することも必要である。

また、特定技能外国人の採用（介護業界における国別シェアとしてはインド・ネパール・ミャンマー・スリランカの順）を進める企業も増えつつある。

(3) DX・ICT活用について

ツクイでは、請求内容やデイサービスでの様子を、時間・場所を問わずいつでもウェブで確認できる会員制サイト『100年手帳』の導入を実施したことで、資料郵送時の郵送代節約にもつながっている。その他、訪問看護専用電子カルテアプリ『iBow』の活用など、介護業界でも積極的なDX推進・ICT活用が求められている。

3. 所感

堺市議会議員として様々な業界の方々と意見交換を行う場があるが、どの業界でも当然に取り組みられている働き方改革が、介護業界では圧倒的に遅れていると感じた。そのことが、結果的に介護分野における人材の定着を阻む要因となっているのではないかと感じる。

今回のセミナー講師が所属する株式会社ツクイは業界でも大手に属するが、大手でもようやくDX・ICTに取り組んでいるという状況である。

介護業界は、この20年ほどの間に、小規模事業者による参入が相次いだため、DX・ICT化に投資できるだけの財務基盤が十分ではなく、介護業界におけるDX・ICTの活用が遅れているものと思われる。

そのため、今後、介護人材の確保・定着に向けては、事業の規模拡大によるスケールメリットを活かしながら、労働環境の整備への投資（時間外労働の削減や有給休暇の取得等、どの業種でも求められる待遇改善が必須）が求められている。

以上

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

10月：『10-15』

11月：『11-3』 『11-4』 『11-35』

12月：『12-13』

1月：『1-7』 『1-8』 『1-9』 『1-10』 『1-11』 『1-12』

『1-13』

出張報告書

令和8年3月24日

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団・伊豆丸精二

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 福岡県福岡市における『福岡市博物館リニューアル推進事業』『公共施設（下水道）の耐震化』『公園の利活用』及び長崎県長崎市『不動技研ながさき市立図書館』について調査したもの。
2. 期間 令和8年1月14日（水）～15日（木）

3. 日程等

	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	1月14日（水）	10:00～12:00	福岡市役所
②	1月15日（木）	10:00～12:00	不動技研ながさき市立図書館

4. 面談者

福岡市博物館 運営課 課長 [REDACTED]
 福岡市博物館 運営課 主査 [REDACTED]
 福岡市住宅都市みどり局 みどり推進部 みどり活用課長 [REDACTED]
 福岡市住宅都市みどり局 みどり推進部 みどり活用係長 [REDACTED]
 福岡市住宅都市みどり局 みどり推進部 Park-PFI 推進課長 [REDACTED]
 福岡市住宅都市みどり局 みどり推進部 みどり活用課 [REDACTED]
 福岡市道路下水道局 管理部 道路維持課 アセットマネジメント係長 [REDACTED]
 福岡市道路下水道局 管理部 道路維持課 アセットマネジメント係 [REDACTED]
 福岡市道路下水道局 計画部 下水道企画課 事業計画係長 [REDACTED]
 福岡市水道局 計画部 事業調整課 事業調整係長 [REDACTED]
 福岡市水道局 配水部 整備推進課 整備推進係長 [REDACTED]
 長崎市教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課 課長 [REDACTED]
 長崎市教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課 施設活用係長 [REDACTED]
 長崎市立図書館 館長（TRC） [REDACTED]

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

1. 行政視察の実施に当たって

(1) 博物館リニューアル推進事業について

※以下、令和6年6月28日付作成の出張報告書より一部を抜粋する。

堺市には1980年に開館した堺市博物館やアルフォンス・ミュシャ館など、堺市に歴史・文化を発信する施設が存在している。

しかしながら、堺市博物館は、1980年の開館から45年近くが経過し、施設・設備の老朽化が進んでいる。また、特別展・企画展を開催する専用の展示室がなく、特別展等の開催時は堺の通史を示している常設展示を一時撤去しなければならない、など展示に十分なスペースを割けない状況となっている。

一方、堺市が有するアルフォンス・ミュシャ作品をはじめとした本市のコレクション（所蔵作品）の収蔵施設が分散している。

かかる課題の解決に向けて、堺市は令和6年1月『(仮称)堺ミュージアム構想』を公表した。本構想の目的は、『先人から受け継いだ堺の類まれな歴史文化を発信し、未来へ継承する』『アルフォンス・ミュシャ作品をはじめ、本市のコレクションや文化財を集約して、保管・展示する』にある。かかる目的を達成するためのコンセプトとして、『歴史文化の継承・発信・連携の拠点となる施設』を掲げている。

具体的には、

継承：近年の気候変動にも対応する万全の収蔵品の保存。

堺にゆかりある国宝や重要文化財の公開に適した展示・保存環境。

古墳時代と中世を核とする、学芸員による調査・研究に基づいた魅力ある展示。

発信：独立した特別・企画展示室で魅力ある展示を行うとともに、堺の歴史ストーリーを発信する常設展示室を充実。

調査・研究・展示成果から分かった歴史文化資源の価値を国内外へ情報発信。

世界に誇るアルフォンス・ミュシャ作品やヒストリックカーの魅力発信を強化。

連携：地域の多様な主体や市外のゆかりある都市、博物館・美術館、大学等との連携強化。

の取組を挙げている。

現在明らかとなっている(仮称)堺ミュージアム構想について、建設に要する金額の算定が出来ておらず、資金調達方法、運営手法等詳細も未定となっている。一定規模の施設設計にあたって要する予算を確認するとともに、賑わいの創出に繋がる取組をヒアリングするために視察を実施したものである。

(2) 公共施設（下水道）の耐震化について

近年、老朽化した管路の破裂による事故が全国的に頻発している。堺市においても大小を問わず、水道管の破裂は日々生じている。そのような中、堺市では当初計画を前倒して管路更新を行う方針を決めている。その一方、堺市水道局の経営分析を踏まえると、いわ

ゆる本業での儲けは少なく、水需要の減少により経営は厳しさを増している。収入と更新のバランスを踏まえると、料金のあり方そのものを見直す時期に差し掛かっているといえる。そのような中、他都市における料金の見直し状況を確認するべく視察を実施したものである。

(3) 公園の利活用について

近年、Park-PFI 手法を活用した公園の利活用が進められており、堺市でも泉北ニュータウンに位置する大蓮公園や中区水賀池公園での導入などの事例が挙げられる。しかしながら、2020年8月から Park-PFI 事業を開始した大蓮公園において、2024年7月末をもって運営事業者が撤退し、本事業は終了するに至った。立地や来場者層などビジネスモデルとして成り立たなかったことが背景にあると思われる。

その一方、福岡市では建蔽率の緩和や設置管理許可期間の延長等事業者のインセンティブを高める取組を行い、市内26の公園において Park-PFI を導入する予定である。そこで、民間事業者が参入しやすい条件やインセンティブについて確認するために視察を実施したものである。

(4) 不動技研ながさき市立図書館について

本市における図書館事業の課題については、令和4年1月19日視察時の出張報告書にも記載の通り(①利用者層が限定的であること、②民間事業者を含めた幅広いノウハウの活用に消極的であること、③今後、十数年後に建物の老朽化を迎えること)である。

堺市の財政収支は非常に厳しい状況が続いており、令和2年には堺市財政危機宣言が発出された。その後、令和5年2月、財政危機宣言は解除されたが、依然、基金を一定切り崩しての財政運営が想定されている。このような状況の中、施設建設・運営にあたっては、税の有効活用の観点から、特定の世代に偏ることのない、幅広い世代の利用者を見込んだ計画・施設運営が求められている。

そのような中、建設当時としては画期的であった PFI 手法を活用した図書館建設を実施した。PFI 契約期間終了後、民間の能力やノウハウを活用した効率的な運営を目指し指定管理者制度を導入するなど、積極的に民間活力の導入を図っている。民間活用によるメリットはもちろんのこと、PFI 手法を活用にあたって考慮すべきことなど、デメリットも含めた意見聴取のため視察を実施したものである。

2. 福岡市博物館リニューアル推進事業について

(1) リニューアル推進の基本方針

設備の更新をはじめとする大規模改修と運営体制の強化により、歴史文化の発信拠点、文化観光の拠点、学びと交流の拠点、文化を次世代へ継承する拠点としての機能向上を図り、福岡市が目指す都市像の実現に貢献する。

目標1：交流と多様性が創る都市の過去 - 現在 - 未来にむかうストーリーを発信する

目標2：すべての人の学び・楽しみを支え、人々の関わり合いを豊かにする

目標3：資産・資源をより有効に活用し、博物館とエリアの魅力を高める

(2) 工事ゾーンの分類・工事内容

第1期工事：収蔵庫棟の増築（本館北側ゾーン）※R6～7年度（実施中）

※修造物は約20万点あり（毎年5000点ほど受け入れている）、現在収蔵庫は満杯の状況である。

収蔵庫は高床式にして、防災機能を高めた。事業費は30億程度。

第2期工事：南側広場の改修（本館南側ゾーン）※R7年8月～R8年9月頃（実施中）
事業費は17億円程度。

第3期工事：本館及び駐車場等の改修（本館・外構ゾーン）※R9以降

※現在、再公募に向けて公募内容の見直しを行っており、当初想定していた令和10年度末の完成は1年程度遅れる見込み。

(3) 本館リニューアルの事業概要

①事業手法：PFI-R0方式

②事業期間：事業契約締結日（令和8年2月予定）から令和26年3月31日まで（18年）

③事業費：20,784,515千円（入札予定価格）

④選定方法：総合評価一般競争入札方式

⑤事業者選定スケジュール

令和6年12月：実施方針・要求水準書案公表

令和7年3月：債務負担行為（議決）、特定事業選定（議会報告）

4月：入札公告

10月：入札書類（提案書）の受付締切 → 入札不調

(4) ヒアリング内容

福岡市博物館におけるアセットマネジメントでは70年の活用を想定している。今回のリニューアル推進事業は期間の折返し時点である35年目を目処に実施する大規模回収である。構造躯体は何ら問題ないが、空調設備の劣化が著しいため、改修内容は主に空調機械室の改修、屋上防水、壁面改修である。

改修後は、①映像コンテンツを活用した、没入感のある展示②音声ガイダンスの充実③博物館だけではなく、イベントとして活用できるホール整備④エレベーターの大規模化（肢体不自由者が活用できる大きさ）⑤館内のバリアフリー化⑥修学旅行や校外学習のためのイベントルームの創設⑦読書室・講座室の拡充を目指すものである。博物館前の広場にはキッチンカーの乗り入れによる賑わい創出も狙う。

福岡市が考える入札不調の原因は、①物価上昇に伴う金額的な要因②技術者不足③人件費の高騰による人材確保難④18年間の契約は長期におよび、そのリスクへの懸念（金利上昇リスク）⑤空調設備が高額になる懸念が挙げられる。

本事業は改修工事であるが、受注者からすると改修よりも新築工事の方がメリットが大きく、改修事業に及び腰であることもある。

現在、全国的に建築受注者の確保は厳しい状況であるが、特に九州は建築需要が旺盛で、入札条件が悪いと入札参加事業者が入札に参加しない状況にある。

かかる状況を踏まえ、現在、入札条件の見直しを行っているが、改修工事自体は行政が担ったとしても、運営は民間に任せた方がメリットが多い、という結論に至っている。

リニューアル後は、安すぎる入館料（200円）も見直す方針である。

3. 公共施設（下水道）の耐震化について

事業説明は、別添の資料「福岡市水道長期ビジョン2028」「福岡市下水道経営計画2028」「福岡市橋梁耐震補強計画」を中心に行われたため、報告書への記載は省略する。以下では、別添資料には記載のない事項を中心に列挙したい。

（1）耐震化対象管路について

福岡市では、「福岡市水道長期ビジョン2028」「福岡市下水道経営計画2028」に基づいて、期間管路の耐震化を実施しており、対象となっている管渠は直径2,000ミリの管路計70キロに及ぶ。この長さは管路全体の1%を占める。なお、先日事故が発生した八潮市と同様の管渠が600mあり、30年を経過した管渠や汚水と雨水が流れる合流管渠を優先的に対応している。

（2）今後の方針

管路更新・耐震化の必要性は認識しているものの、現状の料金収入だけでは更新費用を賄うことができないため、今後、下水道を中心とした水道料金の値上げを検討中である（上水道については検討していない）。

4. 公園の利活用について

事業説明は、別添のパワーポイント資料（「公園の利活用について」「福岡市におけるPark-PFIの取組」）を中心に行われたため、報告書への記載は省略する。以下では、別添資料には記載のない事項を中心に列挙したい。

（1）ビジネスモデル確立に向けた仕掛け

建蔽率の緩和や設置管理許可期間の延長などの手法によって、中長期での事業計画の策定、投資の改修が可能となり、この点が民間事業者による事業参入に繋がっているものと思われる。

既に供用開始されている公園もあるが、福岡空港の裏手に位置する東平尾公園や中州に位置する清流公園など、今後、供用開始予定の公園においても、テナントとして入居希望の多くの声をいただいております。民間事業者として十分にペイできるという判断を行っている。

（2）県との連携について

公園の利活用にあたって、福岡市では福岡県とも協議を行いながら、中州に位置する清流公園と市役所横の天神中央公園において、来街者の利用を想定した取組を検討している。

5. 不動技研ながさき市立図書館について

(1) 施設概要

所在地：長崎市興善町 1 番 1 号

設置年月日：平成 20 年 1 月 5 日

設置目的：市民の教育と文化の発展に寄与するため

開館時間：9 時 30 分～20 時 00 分（ただし、生涯学習エリアは 21 時 00 分まで）

指定管理者が定める日（ただし、原則としては次の取扱いによる。）

休館日：火曜日（祝日は開館）、年末年始（12 月 29 日～1 月 4 日）、特別整理期間（5 日間以内）

施設の規模：敷地面積 5,886.92m、延床面積 11,658.94m

構造：鉄骨鉄筋コンクリート造地下 1 階、地上 4 階建

主な施設内容：図書機能エリア（図書閲覧室、対面朗読室、事務室、倉庫、団体貸出室、ボランティア室、閉架書庫）、生涯学習エリア（有料貸室、グループ学習室、スタディールーム）、その他エリア（救護所メモリアル、レストラン）からなる。ガラス張りの壁は「市民に開かれた図書館」を、レンガ調のタイルは、歴史を感じさせる「長崎らしさ」を表現している。東西南北には、英知を表す「図書館」、未来を表す「天体」、歴史を表す「レンガと石畳」、原爆犠牲者への追悼を表す「白い花」のステンドグラスを配置している。

(2) 沿革

長崎市の図書活動は、市民の読書活動を推進するため昭和 48 年度に公民館に図書室を設置し、社会教育課の図書整備室において「公民館図書整備事業」として開始した。

昭和 61 年、図書センターを設置し、図書資料の系統的な収集、整理、配本など図書活動の効率化を図った。昭和 63 年度からコンピュータ図書オンラインシステムを導入、各館の所蔵図書が相互に検索、予約、貸出、返却できるようになった。

平成 20 年 1 月、これからの長崎市の生涯学習社会を推進していくうえで、「市民や地域に役立つ情報拠点」として市民生活や市民活動に密接に関わりつつ、市民の知的活動を促し、地域社会に還元していくことを目指し、民間の持つ経営力、資金力、技術力を活用する PF1 手法を導入して長崎市立図書館を設置し、これに伴い図書センターを閉館した。

長崎市立図書館では図書センターの事業を引き継ぎ、市内全図書室の地区の人口・利用に見合った資料の購入及び配本を行っており、現在の市民窓口サービスは、市立図書館・香焼図書館・公民館・ふれあいセンター等図書室の計 58 館となっている。

なお、15年間のPF1事業期間満了により令和5年1月からは指定管理者制度を導入し管理運営を行っている。

(3) 図書情報ネットワークシステムによるサービス業務

市立図書館、香焼図書館に加え、公民館やふれあいセンター等（56室）の計58施設において、オンラインネットワークによる図書情報ネットワークシステムを整備し、蔵書の検索・予約・貸出・返却等のサービスを行っている。

(4) 利用状況等の推移

令和2年度～令和6年度までの利用者数は663,810人、543,548人、647,544人、671,521人、663,140人。貸出者数は347,037人、280,630人、321,312人、330,384人、330,862人。蔵書点数は807,096点、831,556点、853,225点、872,024点、890,224点。貸出点数は1,203,464点、969,648点、1,112,394点、1,112,264点、1,091,160点。

(5) 指定管理者

指定管理者はTRC・鹿島建物共同事業体、代表者：(株)図書館流通センター 構成員：鹿島建物総合管理(株)。指定の期間は令和5年1月1日～令和10年3月31日までの5年3ヶ月間。

(6) PFIから指定管理への切り替えについて

①趣旨

これからの長崎市の生涯学習社会を推進していくうえで、市民生活や市民活動に密接にかかわりつつ、市民の知的活動を促し、地域社会に還元していくことを目指し、基本コンセプトに「世紀を通じ、市民の暮らしにいきづき、豊かさと活力を生む図書館」を掲げ、その基盤となる公共図書館を整備する。

また、この図書館備運営事業にあたっては、PF1手法を導入し、図書館の公共性・専門性を考慮のうえ、民間のもつ技術やノウハウを活用し、民間事業者の自主性・創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に施設を整備し、より質の高いサービスを提供する。

②事業スキーム（枠組み）の概要

本事業は民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し、民間事業者が施設の設計・建設し、竣工後に市に施設の引渡しを行い、15年間にわたる施設の維持管理及び運営の一部業務を遂行するPFI手法を導入して行う。

～事業日程～

・事業開始日	平成17年（2005年）6月23日
・基本設計図書完了日	平成17年（2005年）11月30日
・実施設計図書完了日	平成18年（2006年）2月28日
・建設工事着手日	平成18年（2006年）3月1日

- ・施設引渡日 平成 19 年（2007 年）9 月 30 日
- ・維持管理・運營業務開始日 平成 19 年（2007 年）10 月 1 日
- ・供用開始日 平成 20 年（2008 年）1 月 1 日
- ・契約終了日（維持管理・運営期間終了日） 平成 34 年（2022 年）12 月 31 日

～事業者～

株式会社 長崎クロスライブラリー（特別目的会社）
 鹿島 TRC グループ（落札者）〔鹿島建設株）、株）上滝、西日本重興産株）、（株）
 三菱地所設計、株図書館流通センター、太平ビルサービス株）、長崎菱興サービス
 株〕

～契約金額～

10,839,280,050 円

契約期間：平成 17 年 6 月 23 日（議決日）～平成 34 年（和 4 年）12 月 31 日

（金利変動、物価変動及び利用頻度の増減により改定された場合は、改定後の額）

（7）指定管理者制度の導入

PF1 事業期間：平成 17 年 6 月 23 日（議決日）～平成 34 年（令和 4 年）12 月 31 日

※供用開始日（平成 20 年 1 月 1 日）から 15 年間

指定管理期間：令和 5 年 1 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（5 年 3 ヶ月間）

～指定管理者制度導入の経過～

「長崎市 PPP 手法の優先的検討方針」により、事業費の総額が 10 億円以上の施設の整備を伴う事業である場合、PF1 手法等を検討することとしているが、今後 15 年間での大規模修繕に係る経費見込みが 6 億円であり、現状では今後大きな施設改修を行う予定もないことから、PFI 手法等は選択しないこととした。

そのため、運営方法の検討（直営との比較）を行った結果、民間の能力やノウハウを活用したサービス向上、事務の効率化と経費の削減に加えて、「公の施設の効用を高める事業提案を受けることができる。」「貸室等の許可権限を委任できる。」「料金収入に係る会計事務を効率化できる。」などのメリットが考えられるため、指定管理者制度を導入することとした。

※PF1 事業から指定管理者制度への切り替えによるメリット・デメリット

	メリット	デメリット
PF1	・VFM（従来手法と PF1 手法との公共が負担する経費の差）試算による経費削減。	・PF 1 事業に含んでいない大規模修繕は、事業終了後に市が行うことになる。 ・当初 PF1 事業の範囲外であった維持管理業務などは、市が別途、直営で委託等を行う必要がある。

	・設計・施工・運営を一体的に行うことにより、運営を見越した設計・施工ができる。	
指定管理者制度	・民間の能力やノウハウを活用したサービス向上が見込まれる。	・所有者責任として大規模修繕や図書館情報システムの保守・更新・機器調達などについて、市が直営で行う必要がある。

(8) 周辺への波及効果

長崎市立図書館は、長崎県庁と長崎市役所が位置する国道34号線沿いの新興善小学校跡地に建設された。(その後、県庁と市役所は移転) 周辺の波及効果に関する統計・指標はないが、70万人弱の来館者があっており、市内中心地の活性化・賑わいに一定寄与している。地域や周辺との関わりとしては、次のような特色・取組がある。

- ・市民の憩いの場として、緑豊かな前庭と屋上庭園・壁面緑化を設置。(前庭と屋上庭園の一部を喫食スペースとして解放)
- ・市内中心のオフィス街にある立地を活かし、創業応援コーナーの設置や起業相談会などのイベントを実施。
- ・地域交流・地域文化の育成・創造のため、地域コミュニティ施設として「新興善メモリアル」を設置。
- ・原爆被爆時に新興善救護所として外来診察室となった歴史を継承するため、「救護所メモリアル」を設置。
- ・長崎くんちのお上りや庭見世への協力。

(9) ネーミングライツ導入について

ネーミングライツは、市と民間事業者との契約により、民間事業者は市有施設の名称に企業名や商品名を冠した愛称を付与し、市は民間事業者からその対価を得る、行政と民間事業者との連携手法の一つである。市が得た対価については、原則として当該施設等の維持管理や運営に経費に充てられる。市有施設の維持管理及び運営を充実させることで市民サービスの向上につながるとともに、市の新たな財源確保の観点から健全な財政基盤の確立にも寄与する制度であることから、導入を決定した。

～契約までの経過～

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| 令和6年12月13日～ | 施設特定型公募開始(令和7年1月29日まで) |
| 令和7年1月 | 株式会社 不動技研ホールディングスから応募 |
| 令和7年3月14日 | 長崎市ネーミングライツ審査会でネーミングライツパートナーとして決定 |
| 令和7年4月15日 | 契約締結 |

金額は231万円/年、総額1,155万円。付与期間は令和7年5月1日～令和12年4月30日までの5年間。

6. 所感

(1) 博物館リニューアル事業について

今回視察した福岡市博物館は新設ではなくリニューアル（改修）事業である。しかしながら、200 億円を超える多額の事業費を要するものである。特に歴史的価値のある収蔵品の保管にあたっては、空調に多額の予算が生じる。

しかしながら、この予算規模でも入札不調に終わっている点を踏まえると、事業者側も事業のメリットを慎重に見極めているものと思われることから、事業者においても一定の投資効果を見込める制度設計にする必要がある。

その一方で、堺市では財政危機宣言が発出された経緯もある。毎年、公表されている財政シミュレーションには、（仮称）堺ミュージアムに要する建設費は含まれていないが、後年度の市債償還においては一定規模のインパクトがあると思われる。今後は、起債と償還のバランスに考慮した制度設計が求められる。

(2) 公共施設（下水道）の耐震化について

水道局は企業会計であり、施設の維持や耐震化に要する費用は水需要で生じる収益を充てることとなっている。人口減少による水需要の減少は多くの自治体にとって施設維持にとってのマイナス要因となっている。

福岡市でも下水道料金の値上げを検討しているとのことであるが、今後、堺市でも当初計画を前倒しする形での料金体系のあり方を議論する時期に来ているものと思われる。たとえ市民に負担を求めるものであっても、安全・安心なまちづくりの実現に向けて、議会においても議論を行っていきたい。

(3) 公園の利活用について

民間企業では、資産の回転率を意識した経営が行われているものの、行政にはBSで現れる資産について、経営分析やファイナンス手法を活用した行政経営といった視点には欠けるところがあった。しかしながら、行政が有する資産も活用次第で大きなポテンシャルを有することが明らかとなった。行政が有するストックの活用によって、民間事業者はビジネスモデルの確立が図れ、賑わいの創出も実現できている。民間事業者は、そこで生まれる利益を次の投資に振り向けていくというプラスの循環が生まれている。民間事業者が参入している公園に共通するものは、『水辺空間』と『都会に出現する緑』ではないだろうか。堺市でも、バイエリアの整備計画が示されるなど、行政が有するポテンシャルを最大限に発揮する取組みが求められる。

(4) 不動技研ながさき市立図書館について

PFI手法の活用は財政面でのメリットが見込まれる一方、契約期間である15年のゴールが見えてくると、空調設備や外壁など施設の不備や補修が必要な場合であっても、事業者からすると修繕・改修のインセンティブに乏しく、結果的に施設維持に必要な改修が行われなかった。この点は、PFI手法における大きなデメリットであり、この点はPFI契約

締結時に修繕の文言等必要な条文を入れ込むべき（丁寧な追跡、チェック体制の構築や引き継ぐ前の一定のメンテナンス業務の確認等）であった。これまで、PFI手法を活用した施設の視察を実施してきたが、上述のように出口戦略まで十分に議論できていない自治体は多いものと思われ、この点は意外に見落としがちである。

また、人口減少時代の昨今、公共施設のダウンサイジングがうまく進んでおらず、市財政の圧迫要因となっていることも課題の一つである。

以上

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

1月：『1-2』 『1-3』

2月：『2-8』 『2-9』 『2-10』 『2-11』 『2-12』 『2-13』

『2-14』 『2-15』 『2-16』 『2-17』 『2-18』 『2-19』

『2-20』 『2-21』 『2-22』 『2-23』 『2-24』 『2-25』

『2-26』

出張報告書

令和8年3月23日

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団・伊豆丸精二

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 福山市立常石ともに学園で実施されているイェナプラン教育について調査したもの。
2. 期間 令和8年1月20日（火）
3. 日程等

月 日		時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	1月20日（火）	10:10～11:40	福山市立常石ともに学園

4. 面談者

常石ともに学園 校長 XXXXXXXXXX
同上 教頭 XXXXXXXXXX

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

1. 行政視察の実施に当たって

文科省では、令和型教育の推進という目標のもと、「個別最適な学び」「協働的な学び」という二つの大きな柱を掲げながら、教育施策を推進している。かかる方針を受けて、堺市教育委員会においても同様の柱を掲げながら授業改善に取り組んでいる。

一方通行型の授業からの脱却を意識した授業改善に取り組んでいる教員がいる一方、いまだ多くの教員が知識教授型の授業に終始している現状である。

これまで、イェナプラン教育の先駆者である大日向小学校・中学校、山形県天童市立天童中部小学校の視察を実施してきた。大日向小学校・中学校は私学であること、山形県天童市立天童中部小学校は、行政としてではなく、当該小学校による独自の取り組みである点に対して、福山市では、教育委員会としてイェナプラン教育の推進を掲げ取り組んでいる点に大きな違いがある。福山市におけるイェナプラン教育導入の経緯や実践にあたっての課題や効果について調査研究したものである。

2. 視察概要

(1) 福山市の教育

福山市の教育が描く教育の未来は、変化の激しい社会の中で、「子供たちが、自分の夢の実現に向かって、ローズマインド（思いやり・優しさ・助け合いの心）を胸に、福山で、日本で、世界で、たくましく生きている。そして、環境・貧困・人権・平和・開発等、現代社会の様々な問題を自らの問題として捉え、それらの課題解決のために様々な人々と協働して、持続可能な社会を創造している。」というものである。日々の授業を中心とした全教育活動の中で、子どもたちの資質・能力を育み、日常の様々な場面で行動化できる確かな学びの実現を目指している。

(2) 学校紹介

広島県では、2019年度から「個別最適な学び担当」を設置し、イェナプラン教育をはじめ、一人一人の学び方に合った教育の研究を進めてきた。こうした流れを受けて、福山市では2015年度から「子どもたちが自ら考え学ぶ授業」を柱とした小中一貫教育がスタートした。その中で学力の基盤となる「言葉と数」を獲得する過程を研究する「学びづくりフロンティア校事業」が始まった。この取組で分かったことは、子どもたちの学びは教科や学年の枠を超えていくこと、「分かる」までの過程や方法、スピードは様々であるということであった。そこで、学ぶ過程に沿って柔軟に時間を取り、教科横断的な学びや異年齢での学びを市内の学校で実践していたことがイェナプラン教育と結びついたのである。2019年度からその導入に向けた準備を始め、3年の準備期間を経て、2022年度に「常石ともに学園」が開校した。

常石ともに学園の名称である「ともに」は、イェナプラン教育校であることを表す象徴的な言葉であり、「友」と「共」に育つ、子どもたちと「伴」に学び続けるという意味が込められている。学年を超えて子ども同士が、子どもと先生が、小学校と地域が、ともに成長していけるようにという願いが込められている。

児童生徒数は、低1（小1）24名、低2（小2）25名、低3（小3）23名、高1（小4）24名、高2（小5）24名、高3（小6）24名、特別支援（自閉・情緒）16名、特別支援（知的）9名の計169名。

当校が目指す子供の姿として、『自立』（学ぶ面白さを実感し、自ら考え学ぶ子）『共生』（持ち味を生かしあい、協働する子）『自己実現』（自己を認識し、自分らしく成長する子）の三つを掲げ、これらの実現を通して、子ども一人一人の可能性を最大限伸ばしていくことを目指している。

目指す子どもの姿に向け、育成する資質・能力は、「物事に進んで取り組む」「計画する」「協働する」「生み出す」「プレゼンテーションする」「リフレクション（内省）する」「責任を持つ」の7つである。日々の教育活動全体を通して、これらの力を育む取組を行っている。

子どもたちにとってよりよい学びの環境を目指して、教室やオープンスペースにも工夫が凝らされている。教室は、子どもたちにとって居心地の良いリビングルームであるとともに、多様な学びの形態に柔軟に対応できる空間を目指している。また、先生と子供たちが、いつでもあーくる対話できる場所や、子どもたちがグループで作業したり、一人で学んだりしやすいように考えて設計されている。さらには、学びが面白くなるよう、校舎1階部分の空間は、子どもたちの多様な学びが展開できる空間（オープンスペース）を設置し、子どもたちが催しを行ったり、のんびり読書をしたり、語り合ったりする場所も設けている。

（3）イエナプラン教育について

イエナプラン教育では20の原則を掲げている。具体的には、人間について どの人も…

1. 世界にたった一人しかいない。（かけがえのない価値）
2. 自分らしく成長していく権利を持っている。
3. 自分らしく成長するために、他者、自然や文化、様々なものとの関係を大切にしなければならぬ。
4. その人にしかない人格を持った人間として受け入れられ、尊重されなければならない。
5. 文化の担い手、改革者として受け入れられ、尊重されなければならない。

社会について 私たちは…

6. それぞれの人がもっている、かけがえのない価値を尊重しあう社会を作る。
7. それぞれの人のアイデンティティを伸ばす社会をつくる。
8. 人と人との違いやそれぞれの人の成長や変化を受け入れる社会をつくる。
9. 地球と世界を大事にし、よりよい社会をつくる。
10. 自然や文化の恵みを、未来に生きる人たちのために、責任を持って使う社会をつくる。

学校について 学びの場では…

11. かかわっている全ての人にとって、独立かつ共同して作る組織。社会からの影響も受けると同時に、社会にも影響を与える。
12. 働く大人たちは、1 から 10 までの原則を子供たちの学びの出発点として仕事をす
る。
13. 教えられる教育内容は、実際の暮らしの世界、知識や感情を通して得た経験の世
界、社会が持っている文化の恵みの中から引き出される。
14. 教育活動は、教育学的によく考えられた道具や環境を用意して行う。
15. 教育活動は、対話・学び・仕事（学習）・催しの4つの基本的な活動を交互にリズ
ミカルに行う。
16. こどもたちがお互いに学び合い・助け合いができるように、年齢や発達の違いの子ど
もたちを組み合わせさせたグループをつくる。
17. 一人でできる遊びや学習と、グループリーダーが指示・指導する学習を交互に行
う。
18. 学習の基本である、経験・発見・探求と、ワールドオリエンテーションが中心的な
位置を占める。
19. こどもの行動や成績の評価は、成長の過程を見るという観点を大切に、子ども自
身と話し合いをする形で行う。
20. 何かを変えたり、より良いものにしたりする活動を常に行うことが必要。そのため
には、実際にやる、それについてよく考えることを、いつも交互に繰り返す態度が
必要。

(4) 学びの特徴

① 異年齢集団でのグループ編成

- ・ 1年生から3年生、4年生から6年生の3学年による異年齢集団を基本単位として
教育活動を実施する。
- ・ 年長者が年少者を助けたり、教えたりということが、より日常的に行われるようにな
る。
- ・ 個性や発達の程度の違いが当たり前のように受け入れられるようになる。
- ・ 教科等の学習では、学年を超えた学びの展開が可能となる。

② 4つの基本活動に基づいた時間割

4つの基本活動である対話・遊び・仕事・催しをもとに教育活動を行っている。
機械的に時間を区切るのではなく、こどもの状況に応じて、活動の時間を延ばしたり
縮めたりしながら行う。

リズムカルに活動が循環するよう、学校の日課を設定していく。

1) 対話（サークル対話）

- ・ 個人を尊重する気持ちを育み、学級を信頼関係のある集団に育てていく。
- ・ サークル対話は円座になって行う。
- ・ 朝と帰りの時間だけでなく、一日の中で必要に応じて行う。

2) 遊び

- ・「遊び」そのものが「学び」であり、考える力や協働する力を付けていく。
- ・一日の教育活動の中に「遊び」を入れていく。
- ・様々な場所で、こどもがやりたいことを自由に選択して遊ぶことができる環境づくりを行う。

3) 仕事（ブロックアワー）

- ・子どもが学習計画を立て、自分で学び続ける力を付けていく。
- ・子どもの状況に応じて学習を進める。
- ・自立学習やインストラクション（教師による指導）、学年の内容を超えた共通の問いについて考えることなどを、組み合わせて行う。

※ワールドオリエンテーション

- ・生きた本物の題材から問いを見出し、探求し続ける力を付けていく。
- ・教科の内容を関連付けて学習していく。
- ・本物の問いと向き合い、異年齢集団で協働的に探求していくことで、教科・学年の枠を超えて学んでいく。

4) 催し

- ・子どもたちが学んだこと・成長したことなどを一緒に分かち合う。
- ・運動会や学習発表会などの行事だけでなく、誕生日のお祝いをしたり、その週の学びを簡単なプレゼンテーションなどで発表したりする。
- ・他の学年や保護者、地域の方と共有することもある。

(5) 独自の取組

常石ともに学園では、これまで教育分野で一般的であった取組とは一線を画す独自の取組が行われている。一つ目は、通知表の廃止である。いわゆる通知表はなく、年度末のポートフォリオ（生徒によるプレゼン）で代替しており、評価においては三段階評価ではなく、文章で保護者への説明を行っている。このような取組を行う趣旨としては、自分に足りない部分であるメタ認知を重視していることが挙げられる。一方、日々の学力の定着にあたっては、単元別小テストや教員が作成する期末テストを実施している（業者が作成するテストでは間に合わないほどの深い学びを実践しているため、教員が作成している）。

その一方で、イエナプラン教育を推進してはいるが、子どもたちが学ぶ内容は、学習指導要領に記載の指導事項をメインに教えているため、基本的には教科書に沿った授業を展開している。しかし、学習指導要領記載のすべてを網羅しようという考えはないなど、独自の考えや判断に基づいた教育を展開している。

あくまでも学習指導要領に沿った学びを推進する一方で、それだけに縛られない柔軟な考え方を軸とした

二つ目は、柔軟な担当教員の配置である。教員それぞれに大まかな担当はあるが、この教科はこの先生、この教科はこの先生というように、柔軟な担当を実践している。また、本校は15時下校を徹底することで、教材研究や教員間でのコミュニケーションの時間を十分に確保すること、職員室はフリーアドレスにして、教員同士のコミュニケーションが図れるようにしているなど働き方改革にも十分配慮した取組を行っている。

3. 所感

イエナプラン教育の特徴である異年齢集団での学びは、学年の枠を超えた学びの展開が可能となり、三学年による相乗効果が生まれるなど、そのメリットを最大限生かした教育が展開されている。また、一連の取組は常石ともに学園単独ではなく、福山市として小中一貫教育を推進していることで、いわゆる中一ギャップというものは感じないという声も聞こえてくる。

また、教員がイエナプラン教育の考え方を習得するために、日課表を工夫し教材研究の時間や教員間のコミュニケーション確保に意識的に取り組むことで、教員の働き方改革に資する結果にもつながっている。ベースとなる教材はあくまでも学習指導要領に基づいており、既存の教科書を最大限活用する（教科書は構成含めてよく考えられているため、これを活用しない手はない、との声は印象的であった）など、今あるストックを十分に使いこなすことでイエナプラン教育の実現を果たしている点は大いに評価できる点である。

また、地域に根差した学校という視点からも様々な工夫がなされていた。

常石ともに学園の開校にあたっては、地域主導で取組んだ点が特徴的なものである。具体的には、地域自治会が開催する地元の祭りに、イエナプラン教育の先駆的立場にある大日向小学校の関係者を招いて親交を深める、また、地元住民が大日向小学校へ視察に行くなど双方向での関係構築を図る取組など、まちづくりの視点からのアプローチもなされていた。

その一方で、常石ともに学園の教育に賛同する保護者も増えており、年々、入学希望者が増加しているが、校区を限定していないため徒歩圏内の地元の子供が入学できない事態も発生している（一定の地元枠は設けているが）など、公教育としての在り方も問われている。

以上

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

2月：『2-27』 『2-28』 『2-29』

3月：『3-11』 『3-12』 『3-13』 『3-14』 『3-15』 『3-16』
『3-17』